環境報告書 2025

― 環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場を目指して ―

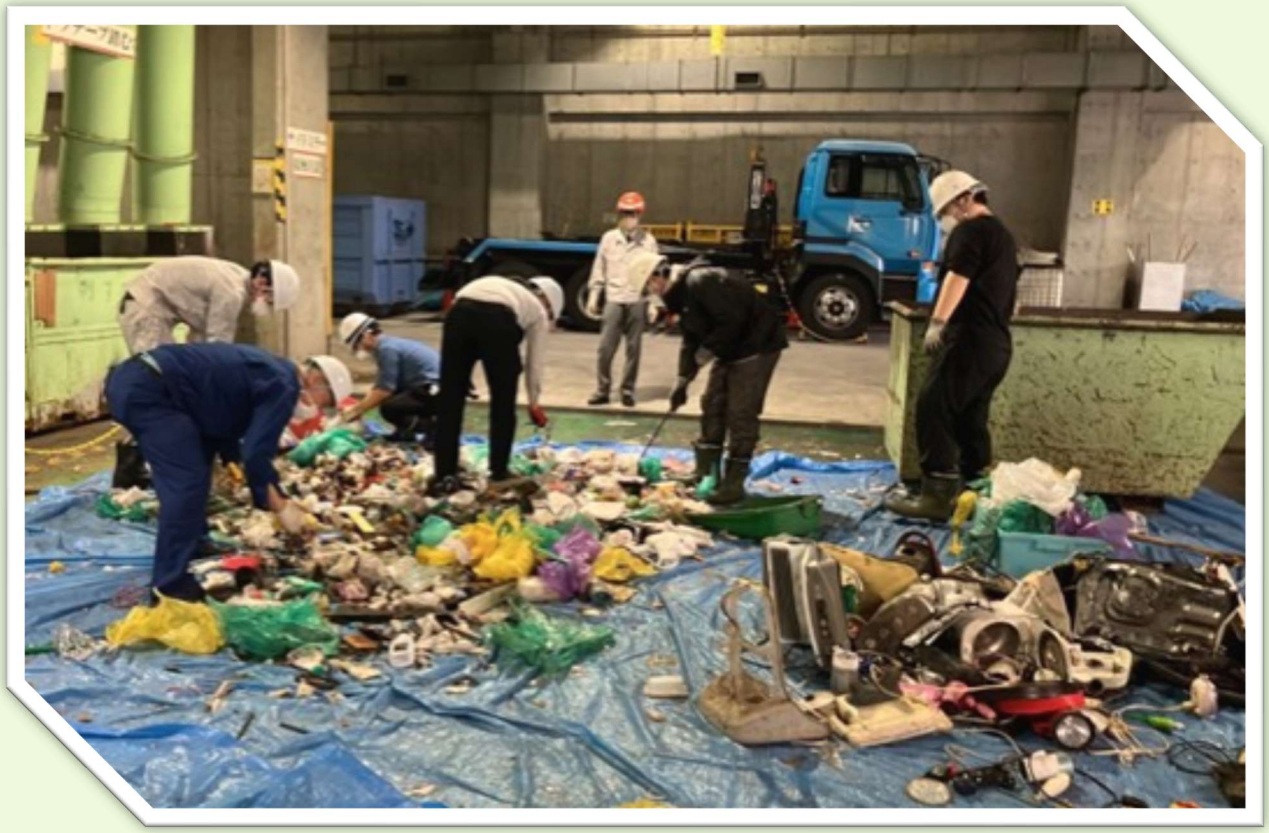

不燃ごみ組成調査の様子

東京都事業提案制度「小型リチウムイオン電池の安全・安心な処理フロー構築事業」

多摩ニュータウン環境組合　多摩清掃工場

目　　次

ページ

私たちの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第１章　事業概要

１　施設のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２　環境保全コスト・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
３　私たちの組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

第２章　環境についての取り組み

１　環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
２　環境負荷（単年度、推移 ）・・・・・・・・・・・　１８
３　環境対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
４　発電・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
５　熱の供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
６　環境負荷を減らす取り組み・・・・・・・・・・・　４０
７　環境活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
８　安全衛生などの取り組み・・・・・・・・・・・・　４４
９　中期経営計画ビジョン２０２２について・・・・　４６

第３章　コミュニケーション

１　環境情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
２　環境に関して寄せられた意見、要望等・・・・・　４９
３　施設の見学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
４　社会的活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
５　多摩ニュータウン環境組合の事業のあゆみ・・・　５８

巻末資料

・　案内図、編集・発行・・・・・・・・・・・・・・　５９

・　アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

私たちの取り組み

多摩ニュータウン環境組合は、多摩地域の清掃工場として初めて、平成 15 年 3 月に ISO14001 の認証を取得して以来、環境組合及び関係者が一丸となって、「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」の実現を目指し、環境マネジメントシステムの効率的運用と継続的改善を推進してきました。

近年、気候危機が広く認識されるようになり、環境への負荷の低減に向けた取り組みが強化されています。清掃工場においても、安全で安定したごみ処理を行うことに加え、新たな取り組みが求められています。

多摩清掃工場ではごみを焼却して得たエネルギーを電気や温水に変えて活用してきましたが、令和 4 年 4 月から新たな仕組みによる発電余剰電力を活用した電力地産地消事業を開始しました。多摩清掃工場が立地する多摩市の公共施設 45 か所から供給を開始し、令和 7 年度より構成市すべてと地産地消の合意が得られ、八王子市、町田市の公共施設へも電力を供給しています。

多摩ニュータウン環境組合は、今後も環境負荷を減らす取り組みを継続し、貴重な最終処分場を次世代に引き継ぐための役割を果たすとともに、最大限資源化に取り組むことで持続可能な循環型社会の形成に寄与できるように努めてまいります。



令和7年 10 月
多摩ニュータウン環境組合
事務局長　　伊野　元康

- 報告する期間

  令和6年 4 月 1 日から令和7年 3 月 31 日まで

- 準拠したガイドライン

  「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン 2005 年度版」東京都環境局

  「環境報告ガイドライン 2018年度版」平成30年6月　環境省

- 報告対象分野

  環境的側面・社会的側面

第1章　事業概要

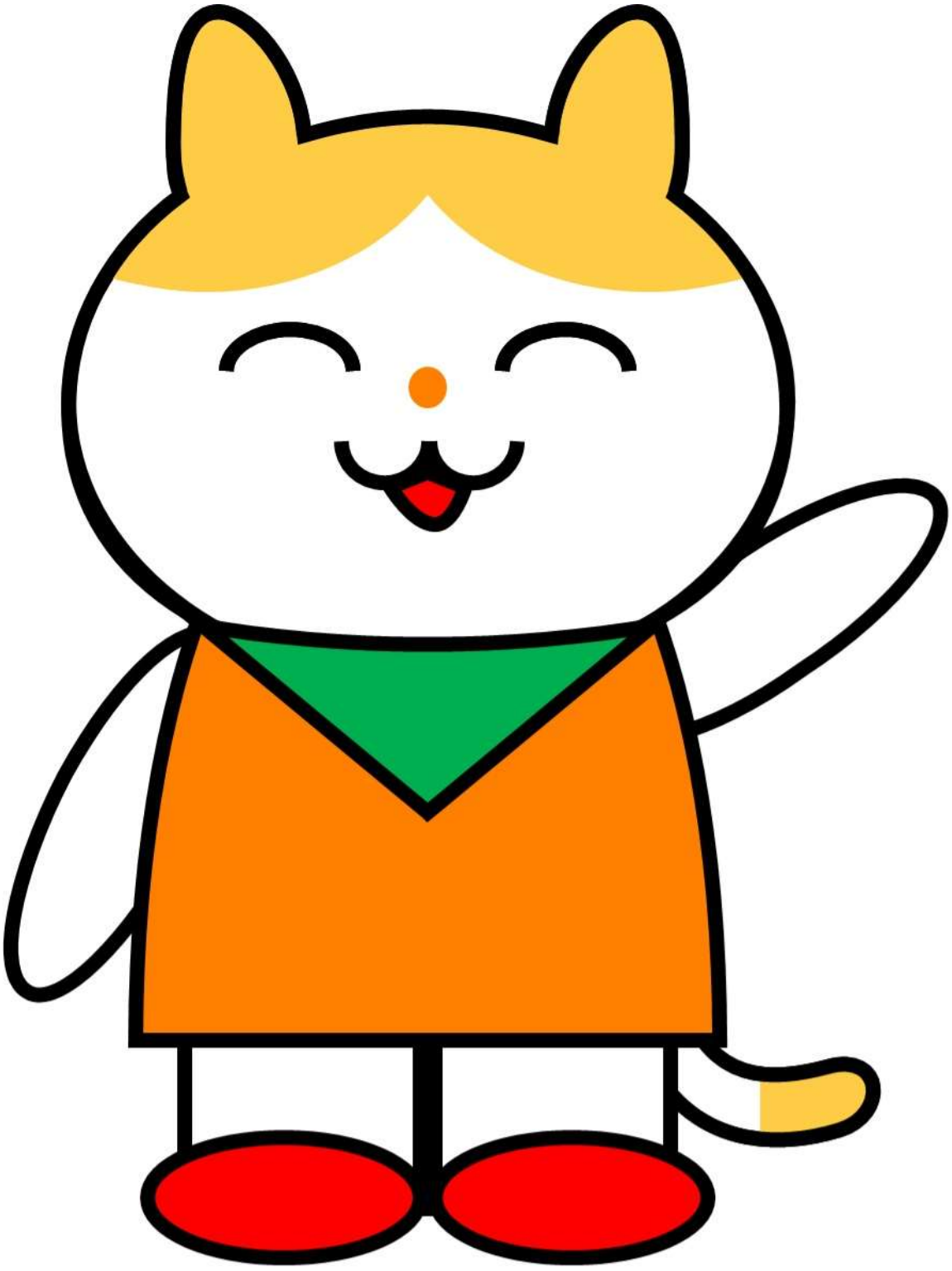

タマちゃん：多摩ニュータウン環境組合　広報担当特別スタッフ

1．施設のあらまし

多摩ニュータウン環境組合は、八王子市及び町田市の一部の区域並びに多摩市全域のごみ処理等を目的に設立された特別地方公共団体（一部事務組合）です。

多摩清掃工場は、地元地域にお住いの方々のご理解とご協力により昭和 48 年から稼動しました。現在の施設は２期施設として、平成１０年に可燃ごみを処理する「焼却棟」を、平成１４年には不燃ごみ、粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理棟」を建設し、以来、効果的な余熱の有効利用や資源化等ができる施設として、周辺環境や公害防止を最優先に、環境啓発施設を併設した環境にやさしい中間処理施設として稼働を続けています。

施設の概要



名　　称：多摩ニュータウン環境組合　多摩清掃工場
所 在 地：東京都多摩市唐木田二丁目１番地１
敷地面積：約 35,600m^2
構成施設：管理棟、焼却棟、不燃・粗大ごみ処理棟、リサイクルセンター

■ 管理棟

工　　期：着工 平成 12 年２月　竣工 平成 14 年３月
建築構造：鉄骨造（地上３階）
建築面積：約 840m^{2}延床面積：約 2,500m^2

■ 焼却棟

工　　期：着工 平成６年７月　竣工 平成 10 年３月（その１）
　　平成 14 年３月（その２）
建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造　（地下１階・地上６階）
建築面積：約 6,400m^2
延床面積：約 17,500m^2
処理能力：400ｔ/日（200ｔ/日・炉×２炉）
発電能力：8,000kW

■ 不燃・粗大ごみ処理棟

工　　期：着工 平成 11 年７月　　竣工 平成 14 年３月
建築構造：鉄筋コンクリート造（一部　鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造）
　　（地下１階・地上５階）
建築面積：約 4,500m^2
延床面積：約 12,400m^2
処理能力：90ｔ/5ｈ（不燃系：40ｔ/5ｈ×２系列　粗大系：５ｔ/5ｈ×２系列）

■ リサイクルセンター

工　　期：着工 平成 11 年７月　　竣工 平成 14 年３月
建築構造：鉄筋コンクリート造（地上３階）
　　１階：エントランスホール、展示ホール、リサイクル工房、事務室
　　２階：多目的室、ホール
　　３階：エレベータホール
建築面積：約 1,200m^2
延床面積：約 1,980m^2

焼却施設説明（１）

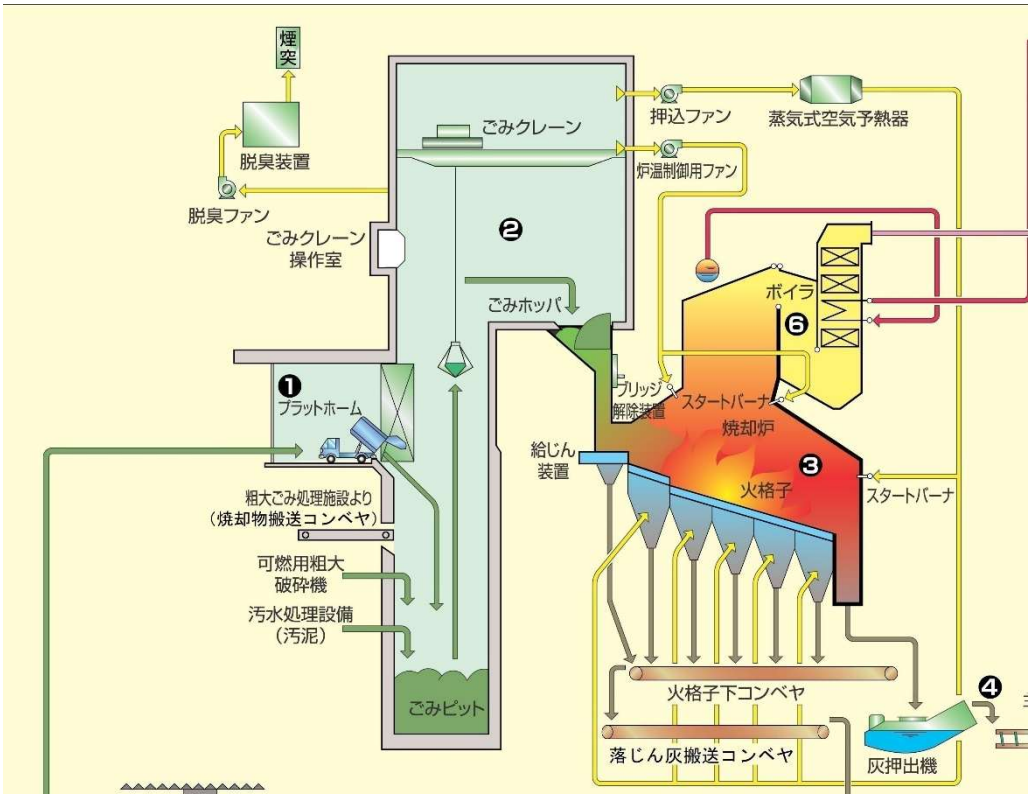



❶ プラットホーム

収集車で搬入した可燃ごみは、計量した後、プラットホームからごみピットへ投入します。バンカーゲートは車両が近づくと自動的に開くセンサーを装備しています。また、臭気の外部への漏洩を防ぐために、室内を負圧にするとともに出入り口にはエアカーテンを設けています。



❷ ごみピットとごみクレーン

ごみピットの容量は 7,200m^3 です。約３週間分のごみを貯蓄できます。ごみクレーンはごみピット内のごみを撹拌し、ごみホッパへごみを投入します。これらの工程は全自動でも行えます。また、ごみピットの臭気は吸引し、燃焼用空気として炉の中で燃焼・分解して脱臭します。



❸ 焼却炉

焼却炉はごみを効果的に混合・撹拌できる階段状火格子です。炉内の燃焼温度が850℃以上となるように自動燃焼制御して、ダイオキシン類などの発生を抑制しています。また、アンモニア水吹き込みによる窒素酸化物（無触媒脱硝）処理設備も備えています。

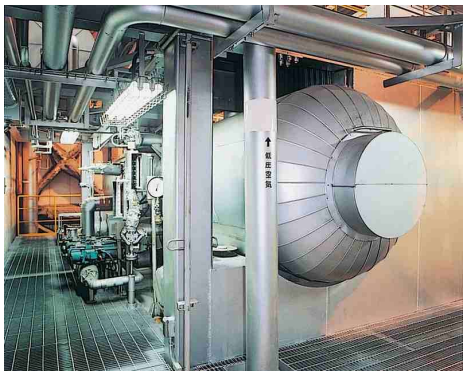

❻ ボイラ

ごみが燃焼するときの熱を有効利用するために、自然循環式ボイラを設けています。燃焼エネルギーを効率よく回収することができ、更にボイラで熱を吸収することで排ガスの温度を下げます。

焼却施設説明（2）

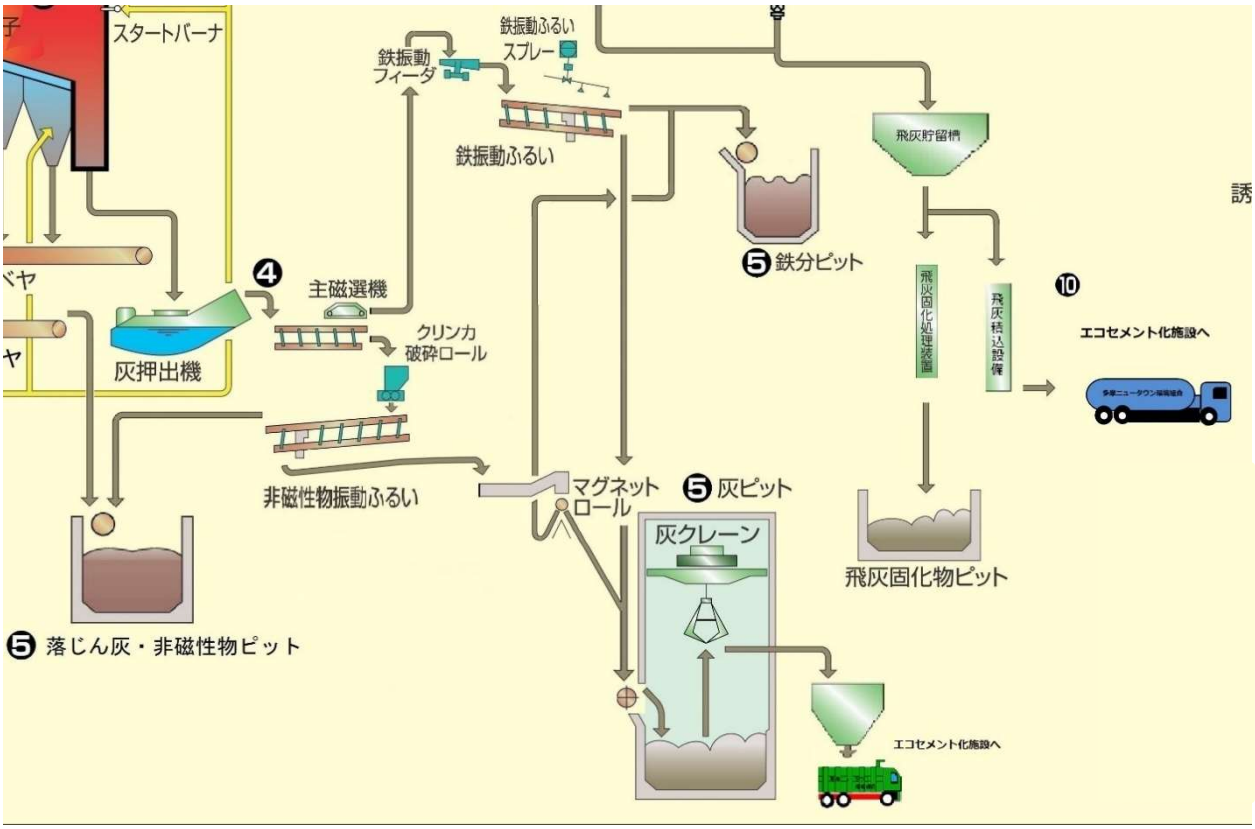



❹　灰押出機

焼却炉から排出される焼却灰は、灰押出機で消火・冷却します。つぎに、灰と異物を分けるため、磁選機で鉄を回収後、破砕機・ふるい等にかけて、鉄分と非磁性物（非鉄金属）を分離回収します。また、火格子下コンベヤに落下した落じん灰も回収します。



❺　灰ピット/鉄分ピット/落じん灰・非磁性物ピット

鉄分・非磁性物・落じん灰を分離した焼却灰は、灰ピットに送ります。焼却灰の重量は、燃焼前の約 1/10 になります。灰ピットの容量は 440m^3、鉄分ピットは 50m^3、落じん灰・非磁性物（非鉄金属）ピットは 70m^3 です。





❿　飛灰積込設備

ろ過式集じん機で捕集したばいじん（飛灰）を固化処理せずに飛灰貯留槽から直接トラックに積込むための設備です。積込む車両は高い密閉性を有し飛灰を吸入・吐出するためのコンプレッサーが付いています。飛灰のまま搬出することで、固化処理に使用していたセメントや薬品の削減が図れます。

焼却施設説明（３）

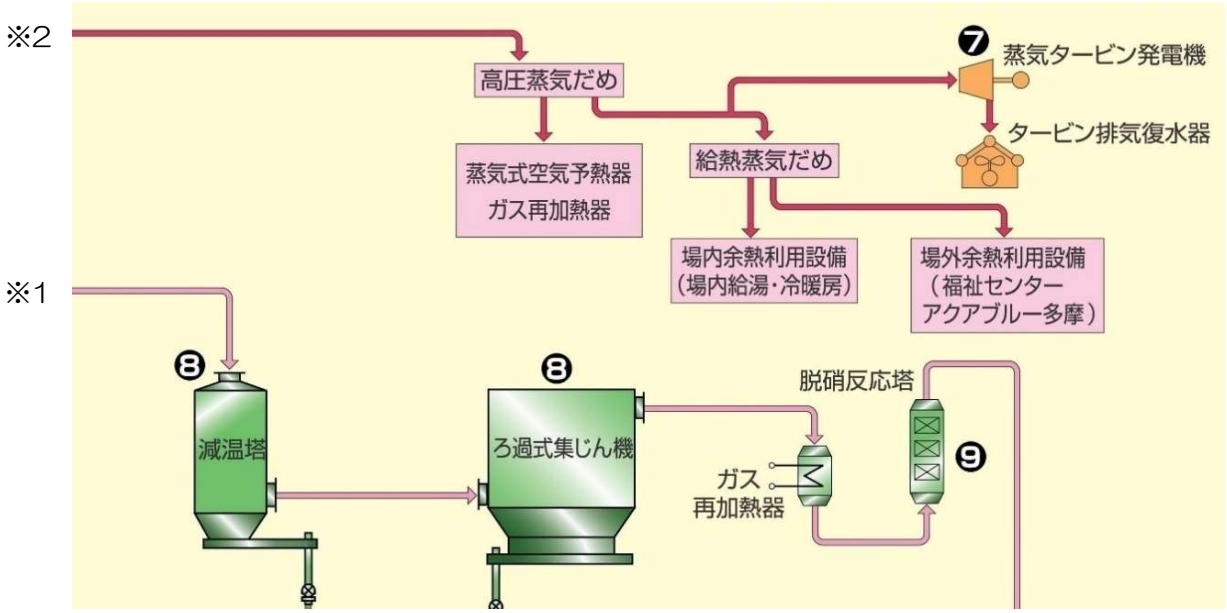



❼　蒸気タービン発電機

高温高圧蒸気によって、最大 8,000kW の発電を行うことができます。発電した電力は工場内で使用するほか、電力会社に売電します。なお、その他の蒸気は、給湯や冷暖房の熱源として利用しています。



❽　減温塔/ろ過式集じん機

減温塔では、ダイオキシン類の再合成防止や効率的な酸性ガス除去のために、ボイラで熱回収されたあとの排ガス温度をさらに下げます。そして、ろ過式集じん機では、薬品よって酸性ガスの除去を行い、特殊な布のフィルタでダイオキシン類やばいじん（飛灰）を除去します。



❾　脱硝反応塔

排ガスに含まれている窒素酸化物を、触媒と気化したアンモニア水の働きによって除去します。併せて、ダイオキシン類も分解除去します。

令和６年４月～令和７年３月

可燃ごみ処理費：20，968 円／ごみ１トン

（ごみの収集運搬や埋立処分費用は含まれていません。）

可燃ごみ処理費は、歳出決算の可燃ごみ処理費、議会費、組合管理費及びごみ搬入量に占める可燃ごみ量の割合を基に算出されたものです。可燃ごみ量及びごみ搬入量は、構成市の処理区域内の搬入量を用いています。

不燃ごみ処理施設説明（１）

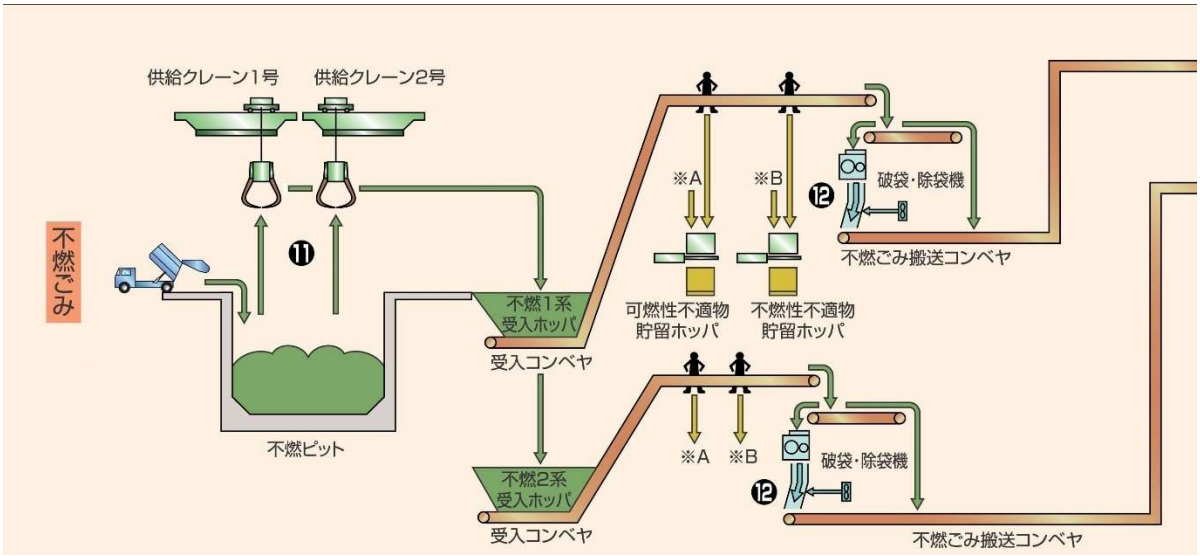



⓫　粗大ピット/不燃ピット/供給クレーン

搬入された不燃ごみは不燃ピットに投入します。ピットのごみは供給クレーンで受入ホッパに移します。資源回収されて処理した不燃ごみは、粗大ピットに搬送されます。



⓬　破袋機/除袋機

不燃ごみは「ごみ袋」に入った状態で搬入されるので、選別し易くするために機械で「ごみ袋」を破り、中身を取りだします。また、「ごみ袋」は機械で分離します。

不燃ごみ処理施設説明（２）

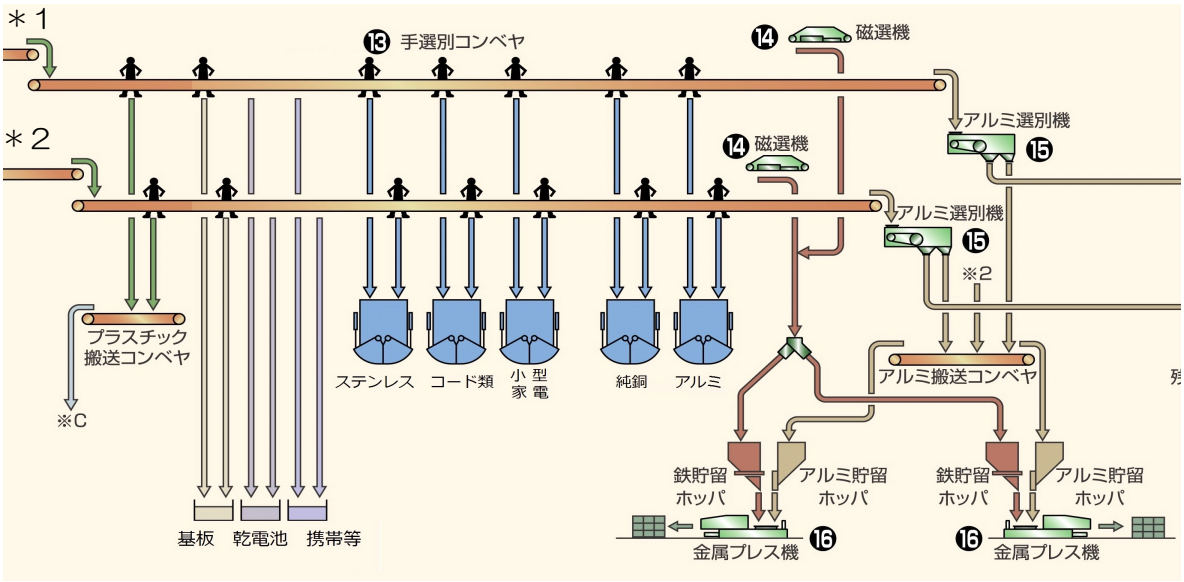



⓭　手選別コンベヤ

不燃ごみに混入した乾電池やおもちゃ等に入った乾電池を取り除くほか、基板・携帯電話・小型家電・コード・金属類等の資源もきめ細かく選別回収をします。



⓮　不燃系磁選機

不燃ごみの中に混入している鉄を、磁石で選別回収します。

不燃ごみ処理施設説明（３）

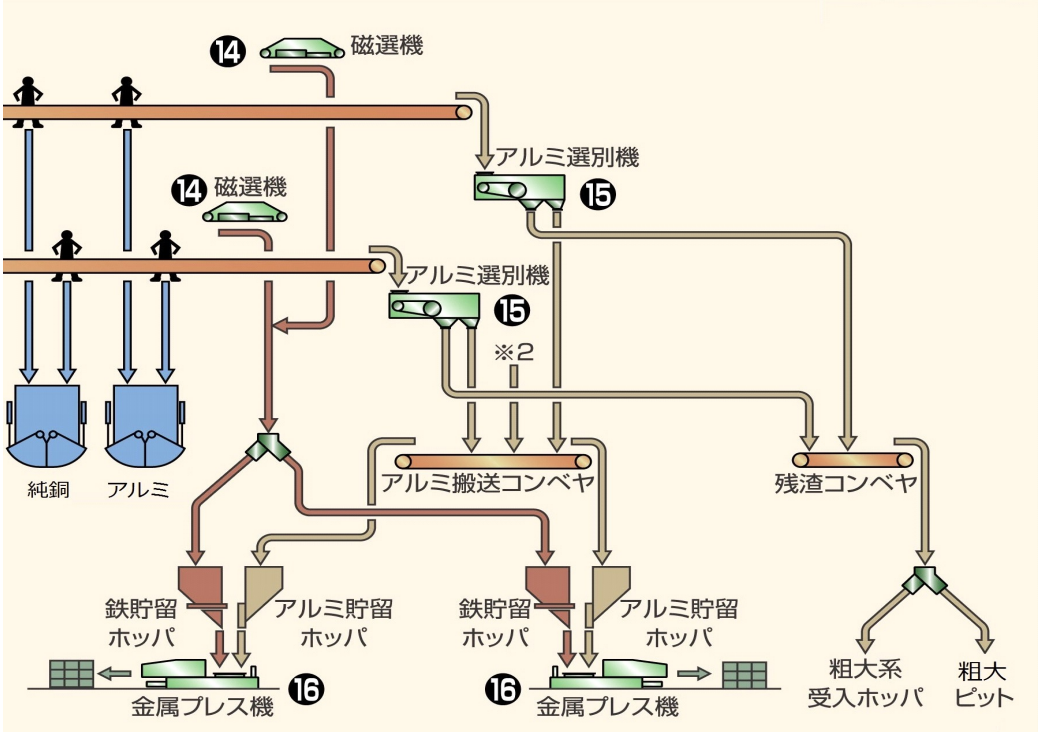



⓯　不燃系アルミ選別機

不燃ごみの中に混入しているアルミ缶等に、うず電流（磁石を動かすことで発生する力）を発生させて前方に跳ね飛ばして選別回収します。



⓰　金属プレス機

選別回収した鉄とアルミを、それぞれ運搬しやすいかたちに圧縮成形します。

粗大ごみ処理施設説明（1）

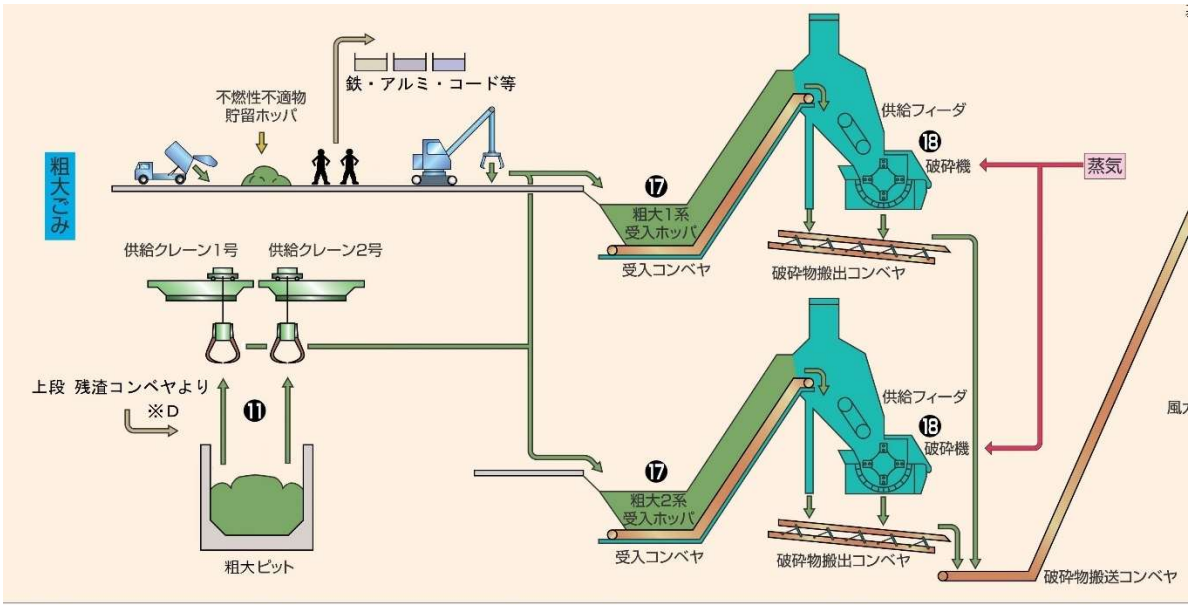

＃1

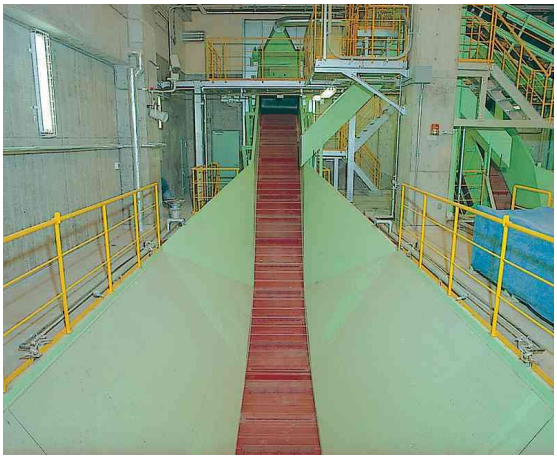

⓱　粗大系受入ホッパ

不適物を除去した粗大ごみや資源回収して処理された不燃ごみを受入ホッパに投入します。



⓲　破砕機

粗大ごみを高速で回転するハンマーの強力なパワーで、ほぼ 15cm 以下に破砕します。破砕機の中を蒸気で満たし、酸素濃度を下げることで、スプレー缶などの可燃性ガスによる爆発を防止しています。

粗大ごみ処理施設説明（2）

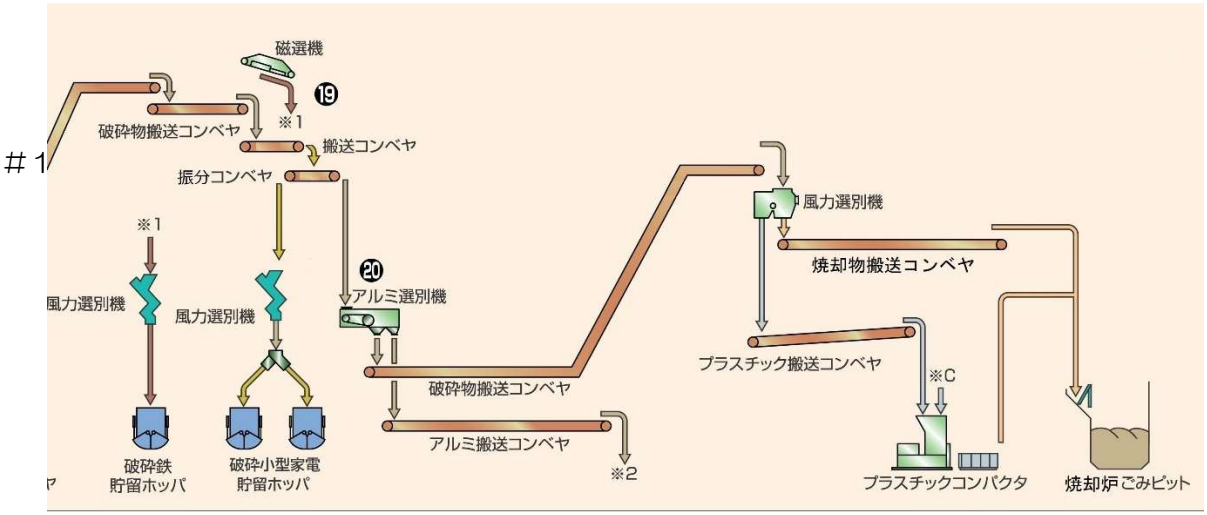

	**⑲　磁選機** 破砕した粗大ごみから、磁選機で鉄を回収します。残った可燃物は焼却棟ごみピットに送ります。
	**⑳　粗大系アルミ選別機** 破砕した粗大ごみに混入しているアルミに、うず電流を発生させて前方に跳ね飛ばして選別回収します。

令和６年４月～令和７年３月

不燃・粗大ごみ処理費：65，218 円／ごみ１トン
（ごみの収集運搬や埋立処分費用は含まれていません。）

不燃・粗大ごみ処理費は、歳出決算の粗大ごみ処理費、議会費、組合管理費及びごみ搬入量に占める不燃・粗大ごみ、有害ごみ、小型家電量の割合を基に算出されたものです。不燃・粗大ごみ、有害ごみ、小型家電量及び搬入量は、構成市の処理区域内の搬入量を用いています。

2．環境保全コスト

環境会計ガイドライン２００５年版（平成１７年2月環境省）の公表用フォーマットの表に準じて作成しました。

単位：円（税込）

分　　類		主　な　取　組	費　用
事業エリア内コスト			
	公害防止コスト	公害防止のための薬剤費	49,675,964
	地球環境保全コスト　オゾン層破壊防止のためのコスト	フロンガスの回収・破壊費	1,012,539
	資源循環コスト	[1]廃棄物のリサイクル等費	-12,986,367
		（内訳）売払い	-73,343,033
		（内訳）支払い	60,356,666
		廃棄物の処理・処分費	983,400
管理活動コスト			
	環境マネジメントシステムの整備、運用のためのコスト	定期審査・内部監査員養成講習	418,000
	事業活動に伴う環境情報の開示及び環境広告のためのコスト	広報作成・折込 ホームページの保守	1,787,594
	環境負荷監視のためのコスト	環境の調査・法令順守の監視 常時監視用排ガス分析計の保守	14,580,610
研究開発コスト			0
社会活動コスト			
	地域住民の行う環境活動に対する支援及び地域住民に対する情報提供等の各種の社会的取組のためのコスト	リサイクルセンター運営費	21,417,000
環境損傷対応コスト			0

合計　76,888,740

[1] 売払い：鉄くず等売却・廃自転車売却・小型家電売却・バッテリー売却・羽毛布団売却
支払い：有害ごみ処理・焼却灰運搬費・焼却灰資源化委託等

3. 私たちの組織

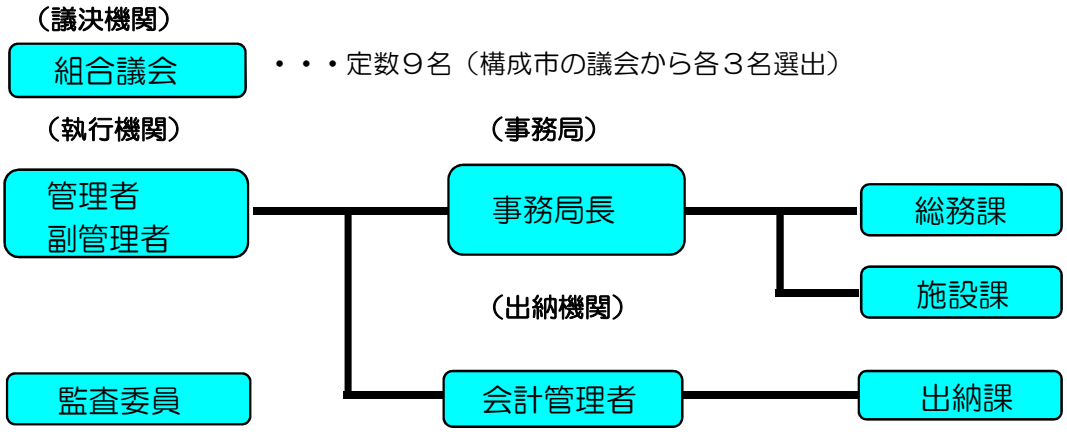

☆総務課

総務担当

（1）基本的施策の企画及び総合調整に関すること。
（2）議会に関すること。
（3）監査に関すること。
（4）情報公開に関すること。
（5）条例等の制定及び改廃に関すること。
（6）関係市との連絡調整に関すること。
（7）消防及び防災の計画に関すること。
（8）広報及びホームページに関すること。
（9）リサイクルセンターの運営に関すること。
（10）広域支援等に関すること。
（11）財政に関すること。
（12）職員の人事、給与及び勤務条件等に関すること。
（13）職員団体に関すること。
（14）契約に関すること。
（15）財産に関すること。
（16）施設更新に係る組織・人事調整に関すること。
（17）施設更新に係る関係機関との調整に関すること。
（18）施設更新に係る計画等の策定に関すること。
（19）施設更新に係る資金調達に関すること。
（20）周辺住民との連絡調整に関すること。
（21）環境の広報に関すること。
（22）ISOに関すること。
（23）事務局の庶務に関すること。
（24）その他、他の課に属さないこと。

☆施設課

施設担当

（1）施設の設計、施工及び監督に関すること。
（2）施設の維持、管理及び運用に関すること。
（3）施設の安全管理に関すること。
（4）施設の公害防止に関すること。
（5）廃棄物等の搬入及び搬出管理に関すること。
（6）施設更新に係る最新技術・設備導入に関すること。
（7）環境の設備・調査に関すること。
（8）施設の公開及び見学に関すること。

☆工場内で勤務（従事）している人数（令和７年３月３１日現在）

・多摩ニュータウン環境組合	１９人
・施設の運転管理業務を行う受託契約業者【カナデビア環境サービス株式会社】	６８人
・リサイクルセンターの管理・運営を行うＮＰＯ団体【東京・多摩リサイクル市民連邦】	３人

第2章　環境についての取り組み

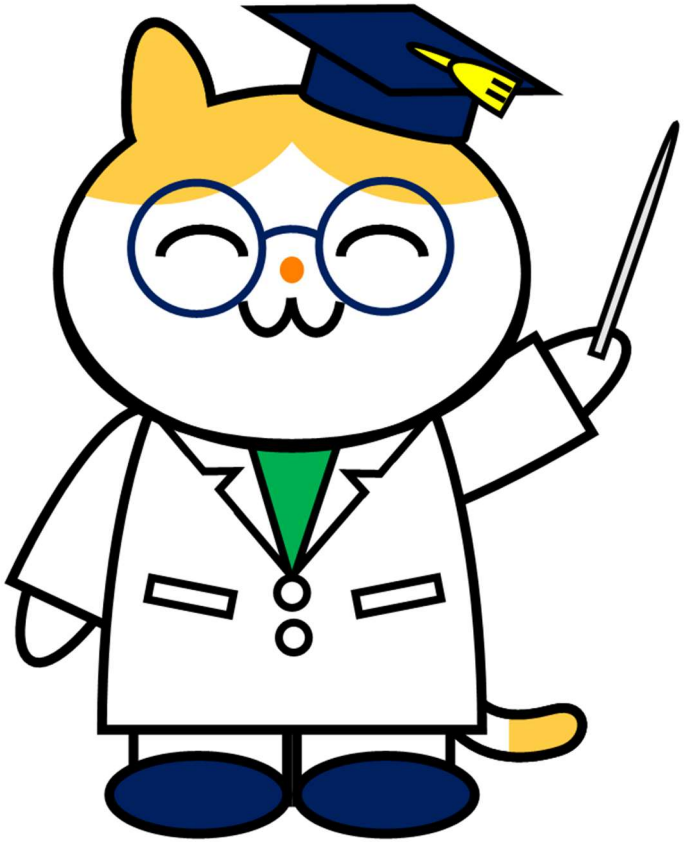

多摩清掃工場の電気設備火災について

令和5年 12 月 15 日に、焼却棟1階受変電室保安動力変圧器盤で火災が発生し、3号排ガス処理設備などが損傷しました。そのため、12 月 18 日から令和6年2月9日まで多摩清掃工場にてごみの処理ができなくなりました。その間、八王子市、町田市及び多摩川衛生組合にごみ処理をしていただくとともに、早期復旧に向け対応しました。2月 15 日からは、火災当時休炉中であった2号焼却炉を立上げ、ごみの焼却を開始しました。この火災による環境への影響はありませんが、ごみの搬入量、焼却量、余熱供給量が例年よりも減少しています。また、2月の立上げ時に発電機が故障したことが判明し、電力使用量が増加、発電電力量が減少しています。発電機は復旧工事を行い、令和6年12月から正常運転ができています。

１．多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場　環境方針

基　本　理　念

「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」

多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場は、標記の経営方針に基づき、環境にやさしい安全な清掃工場として、地域の衛生環境を良好な状態に維持するため、排出されたごみを適正に処理するとともに、焼却により生じたエネルギーを有効に活用し、環境負荷の低減を図るために最大の配慮をしていきます。

また、開かれた清掃工場として、環境学習の場や環境関連情報の提供などを行い、より良好な地球環境が実現されるよう地域社会と連携していきます。

基　本　方　針

多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場は、この基本理念に基づき、資源循環型社会の実現と、かけがえのない地球環境の将来にわたる保全に寄与することができるよう、全職員をあげて次のことに取り組んでいくことを宣言します。

１　当工場を安全に運営するため、環境法令を始めとする順守すべき事項を明らかにし、順守します。

２　地域の衛生環境の維持と持続可能な社会の実現に貢献するため、当工場の課題解決、順守事項の達成、汚染の予防及び環境負荷の低減に向けた環境目標を設定し、実効ある対策を推進するとともに定期的な見直しと継続的改善に努めます。

３　気候危機を防ぐため、当工場の運営及び操業に当たっては、地球温暖化対策として、省資源・省エネルギーを推進し、地域におけるサービスの向上・ごみの減量・リサイクルの活動を支援します。

４　老朽化した現施設を安全に安定的に運転するため、適切な維持管理を実施するとともに新施設の建設に向けて未来を見据えた検討、準備を進めます。

５　工場の施設の開放を通じて、児童・生徒等の環境学習など、環境意識の高揚を図る施策を地域社会と連携して推進します。

６　本方針を環境マネジメントシステムにより実施し、維持していきます。

７　この方針を当工場全職員に周知徹底するとともに一般に公表します。

２０２４年４月１日

多摩ニュータウン環境組合　管理者　**阿部　裕行**

2．環境負荷

（1）令和６年度　主要な物質の収支（一部、工場計器の数値を使用）

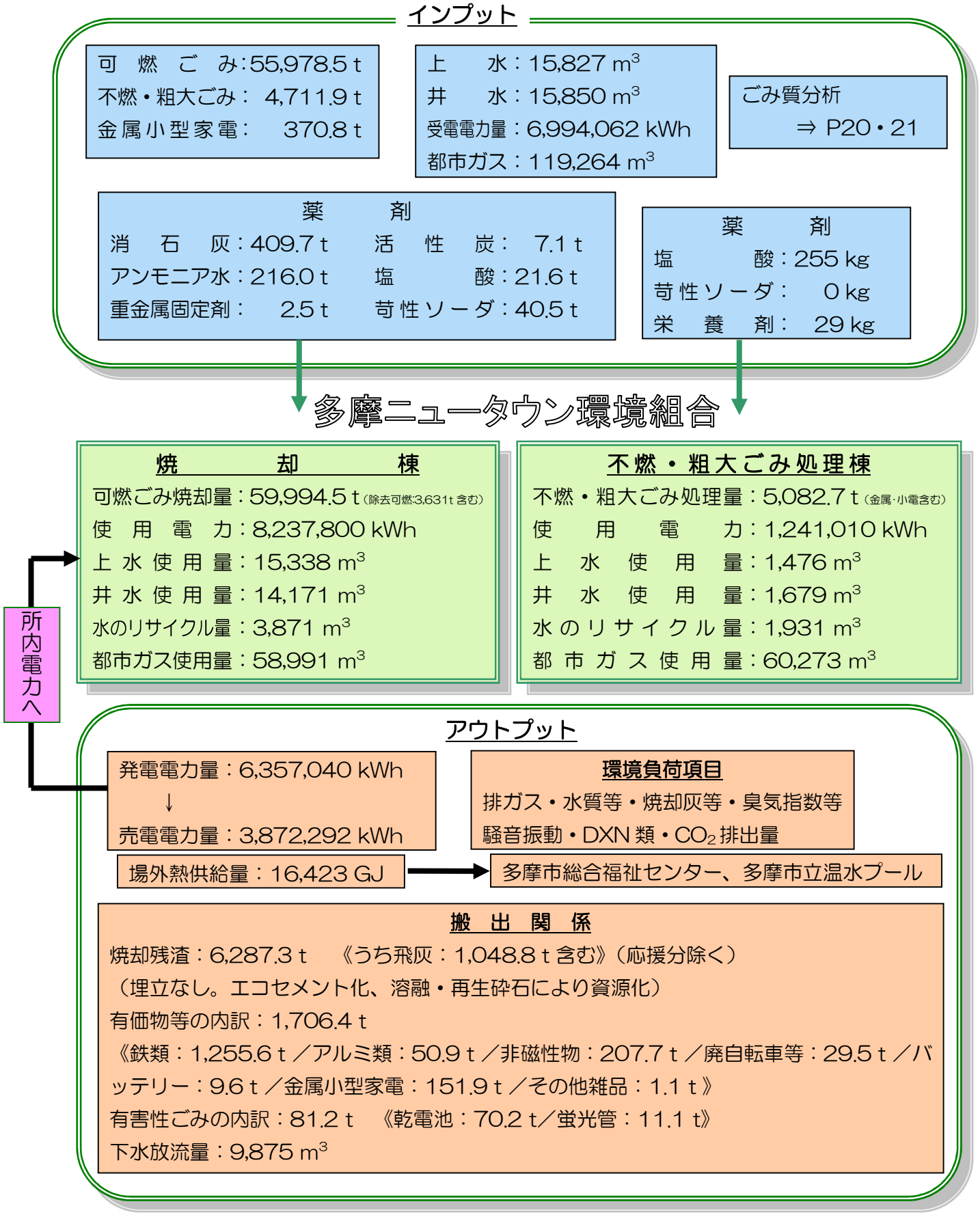

ごみ質分析結果（焼却棟ごみピット内）

多摩清掃工場で処理している可燃ごみの分析結果です。
平成２２年度からは、ごみの分別方法が変わり、汚れたプラスチックは可燃ごみに分別されるようになりました。
焼却された可燃ごみは、発電などの余熱の利用によりサーマルリサイクルされています。

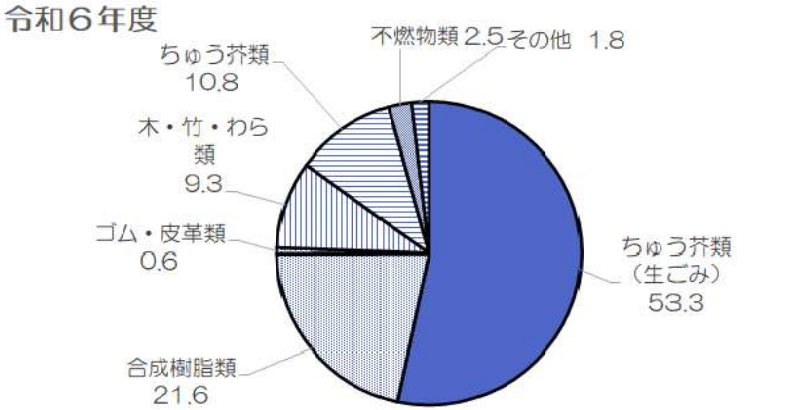

kcal≒4.186kJ

年度			令和４年度	令和５年度	令和６年度									
測定年月日			平均	平均	R6.4.18	R6.5.8	R6.6.4	R6.7.9	#####	R6.12.3	R7.1.8	R7.2.3	R7.3.4	平均
天候			—	—	晴	晴	曇	曇	晴	晴	晴	曇	曇	—
気温			—	—	22.0	23.0	21.2	32.5	21.0	20.5	9.8	11.0	10.6	—
ごみの種類成分（乾ベース）	紙・布類	%	52.2	52.3	49.00	51.8	54.5	51.7	55.6	52.4	52.3	58.2	54.6	53.3
	合成樹脂類		19.8	20.7	22.5	25.4	19.4	22.5	19.8	24.9	20.6	17.1	22.0	21.6
	ゴム・皮革類		1.7	0.5	2.9	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.6
	木・竹・わら類		11.0	11.4	6.9	6.5	9.2	12.7	10.9	9.1	8.3	11.1	9.4	9.3
	ちゅう芥類（生ごみ）		10.2	10.8	14.1	10.7	11.7	8.4	9.6	8.2	13.4	9.7	11.3	10.8
	不燃物類		2.4	2.5	2.4	3.2	2.2	2.7	2.5	3.3	2.1	2.3	1.4	2.5
	その他		2.6	1.9	2.2	1.1	3.0	2.0	1.6	2.1	1.7	1.6	1.3	1.8
ごみの種類成分（湿ベース）	紙・布類	%	45.2	47.2	43.7	47.3	49.8	46.2	50.2	48.2	45.5	49.9	45.1	47.3
	合成樹脂類		13.8	14.2	15.2	18.2	13.2	15.8	13.7	16.3	13.3	11.6	15.7	14.8
	ゴム・皮革類		1.1	0.3	1.7	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.4
	木・竹・わら類		10.4	10.5	6.7	5.7	8.5	14.1	9.6	10.5	7.7	10.1	8.5	9.0
	ちゅう芥類（生ごみ）		25.6	24.4	29.5	25.00	24.7	20.2	23.3	20.7	29.8	25.3	28.4	25.2
	不燃物類		1.4	1.4	1.3	1.9	1.2	1.6	1.4	1.8	1.1	1.3	0.8	1.4
	その他		2.4	2.1	1.9	1.1	2.6	2.1	1.8	2.5	1.6	1.8	1.5	1.9
単位容積重量		kg/㎥	157	158	149	160	157	151	143	151	146	152	145	150
ごみの成分３	水分	%	44.4	44.3	45.09	41.02	44.73	41.47	43.61	46.13	48.23	44.76	43.22	44.3
	灰分（生ごみ）		6.3	6.5	6.41	6.85	6.43	7.47	6.34	6.58	6.16	6.26	6.35	6.5
	可燃分		49.3	49.2	48.50	52.13	48.84	51.06	50.05	47.29	45.61	48.98	50.43	49.2
低位発熱量	（計算値）	kcal/kg	1,952	1,950	1,912	2,100	1,929	2,049	1,991	1,851	1,763	1,936	2,010	1,949
		kJ/kg	8,173	8,162	8,004	8,791	8,075	8,577	8,334	7,748	7,380	8,104	8,414	8,159
	（実測値）	kcal/kg	2,199	2,237	2,211	2,459	2,198	2,364	2,218	2,155	2,009	2,107	2,316	2,226
		kJ/kg	9,204	9,363	9,255	10,293	9,201	9,896	9,285	9,021	8,410	8,820	9,695	9,320
灰分（乾燥ごみ）		%	11.24	11.71	11.68	11.62	11.64	12.76	11.25	12.21	11.89	11.34	11.18	11.73

令和６年度

ごみ質分析結果（不燃ピット内）

不燃ごみに含まれるものは、金属類や小型家電、不燃物類（食器・陶磁器・ガラス製品等）、プラスチック製品などがあります。割合では合成樹脂（プラスチック）が多くを占めています。

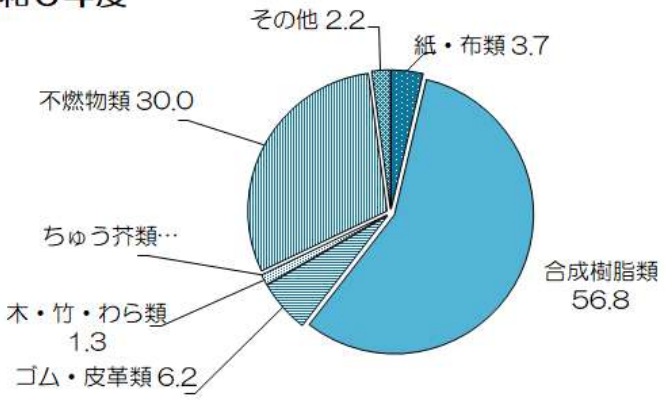

1kcal≒4.186kJ

年度			令和４年度	令和５年度			令和６年度		
測定年月日			平均	R5.7.7	R6.1.9	平均	R6.7.9	R7.1.8	平均
天候			—	晴	晴	—	曇	晴	—
気温			—	32.2	9.0	—	28.7	7.8	—
ごみの種類成分（乾ベース）	紙・布類	%	3.0	1.4	2.7	2.1	4.4	3.0	3.7
	合成樹脂類		48.9	62.6	72.6	67.6	60.6	53.0	56.8
	ゴム・皮革類		2.1	4.7	6.0	5.4	4.6	7.7	6.2
	木・竹・わら類		1.0	1.9	1.2	1.6	0.7	1.8	1.3
	ちゅう芥類（生ごみ）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不燃物類		43.9	28.1	15.1	21.6	27.9	32.0	30.0
	その他		1.3	1.3	2.4	1.9	1.8	2.5	2.2
ごみの種類成分（湿ベース）	紙・布類	%	3.2	1.7	2.9	2.3	4.7	3.1	3.9
	合成樹脂類		49.1	62.5	72.3	67.4	60.5	52.9	56.7
	ゴム・皮革類		2.2	4.9	6.2	5.6	4.9	8.1	6.5
	木・竹・わら類		1.1	2.1	1.3	1.7	0.7	1.9	1.3
	ちゅう芥類（生ごみ）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不燃物類		42.9	27.4	14.7	21.1	27.3	31.4	29.4
	その他		1.7	1.4	2.6	2.0	1.9	2.6	2.3
単位容積重量		kg/㎥	124	119	109	114	128	177	153
ごみの３成分	水分	%	3.03	2.27	2.65	2.46	2.06	1.79	1.93
	灰分（生ごみ）		28.26	31.63	20.19	25.91	32.03	35.75	33.89
	可燃分		68.72	66.10	77.16	71.63	65.91	62.46	64.19
低位発熱量	（計算値）	kcal/kg	3,074	2,961	3,456	3,209	2,954	2,800	2,877
		kJ/kg	12,868	12,395	14,467	13,431	12,365	11,721	12,043
	（実測値）	kcal/kg	5,457	5,214	6,155	5,685	5,175	4,848	5,012
		kJ/kg	22,844	21,826	25,765	23,796	21,663	20,294	20,979
灰分（乾燥ごみ）		%	29.121	32.36	20.74	26.55	32.70	36.40	34.55

（2）　令和4年度から令和6年度の推移

次の項目について、3ヶ年の推移をグラフ化し、コメントを記した。（但し、リサイクルセンターに係る数値について、一部除いて解析した。）

応援ごみとは、多摩ニュータウン環境組合の処理区域［八王子市、町田市の一部区域並びに多摩市全域］以外のごみで構成市、他市又は他の一部事務組合の要請により当組合で処理したごみである。令和４年４月からごみ処理区域の再編を行い、八王子市及び町田市の区域を拡大した。

区　分		項　　目	5年4月1日	6年4月1日	7年4月1日	グラフ
インプット		処理区域内人口（人）	317,069	316,078	315,619	図-1
		項　　目	**4年度**	**5年度**	**6年度**	**グラフ**
		可燃ごみ搬入量（t）《除去可燃除く》【処理区域内】	53,790.7	46,724.8	51,035.7	図-2
		可燃ごみ搬入量・町田市応援ごみ（t）【処理区域外】	0.0	466.9	3,612.7	
		可燃ごみ搬入量・町田市支援ごみ（t）【処理区域外】	6,121.5	3,520.0	1,322.2	
		可燃ごみ搬入量・稲城市（宿泊療養施設）応援ごみ（t）【処理区域外】	4.4	0.0	0.0	
		不燃・粗大ごみ搬入量（t）【処理区域内】	4,775.0	4,555.8	4,711.9	図-3
		不燃・粗大ごみ搬入量（t）・町田市応援ごみ（t）【処理区域外】	245.4	17.2	0.0	
		金属・小型家電搬入量（t）【多摩市】	413.1	386.3	370.8	
		受電電力量（kWh）（全体）	660,018	2,141,952	6,994,062	図-4
		上水使用量（m^3）（全体）	15,209	15,006	15,827	図-5
		井水使用量（m^3）（全体）	17,003	15,761	15,850	図-6
		都市ガス使用量（m^3）（全体:ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ除く）	115,182	118,980	119,264	図-7
処理工程	焼却棟	ごみ焼却量（t）《可燃ごみ+除去可燃》	64,691.7	53,833.9	59,994.5	図-8
		焼却炉運転日数（左軸）	336	298	334	図-9
		内　1炉運転日数（左軸）	330	296	334	
		内　2炉運転日数（右軸）	6	2	0	
		全炉停止日数（右軸）	29	68	31	
		炉の立上・立下回数（右軸）	8	8	4	
		電力使用量（kWh）	8,619,238	7,684,044	8,237,800	図-10
		上水使用量（m^3）	13,727	13,461	15,338	図-11
		井水使用量（m^3）	14,929	14,213	14,171	図-12
		水のリサイクル量（m^3）	4,038	2,976	3,871	図-13
		都市ガス使用量（m^3）	72,877	59,539	58,991	図-14
		消石灰（t）	421.5	344.9	409.7	図-15
		アンモニア水（t）	215.8	175.4	216.0	図-16
		重金属固定剤（t）	0.0	2.4	2.5	図-17
		活性炭（t）	13.8	7.7	7.1	図-18
		塩酸（t）	21.9	20.3	21.6	図-19
		苛性ソーダ（t）	40.5	37.0	40.5	図-20
	不燃・粗大ごみ処理棟	ごみ処理量（t）《不燃ごみ＋粗大ごみ＋小型家電》	5,433.5	4,959.3	5,082.7	図-21
		電力使用量（kWh）	1,225,570	1,216,270	1,241,010	図-22
		上水使用量（m^3）	1,482	1,545	1,476	図-23
		井水使用量（m^3）	2,074	1,548	1,679	図-24
		水のリサイクル量（m^3）	2,024.8	1,720.8	1,931.4	図-25
		都市ガス使用量（m^3）	42,305	59,441	60,273	図-26
		塩酸（kg）	341.6	243.1	254.9	図-27
		苛性ソーダ（kg）	0	0	0	図-28
		栄養剤（kg）	34.7	27.2	28.9	図-29
アウトプット		発電電力量（kWh）（全体）	24,261,290	16,869,310	6,357,040	図-30
		売電電力量（kWh）（全体）	15,076,500	10,110,948	3,872,292	図-31
		場外熱供給量（GJ）（全体）	16,457.3	13,389.2	16,422.5	図-32
		下水放流量（m^3）（全体）	10,019	10,081	9,875	図-33
		有価物等（t）	2,438.9	1,675.0	1,706.4	図-34
		有害性ごみ（kg）	79,500	75,310	81,210	図-35
		エコセメント化、溶融資源化、再生砕石化（t）	6,239.2	4,955.9	6,287.3	図-36
		エコセメント化（t）【応援分】	23.7	47.5	334.0	

（2）- 1　インプット（施設全体での入力情報）

図-1　処理区域内人口

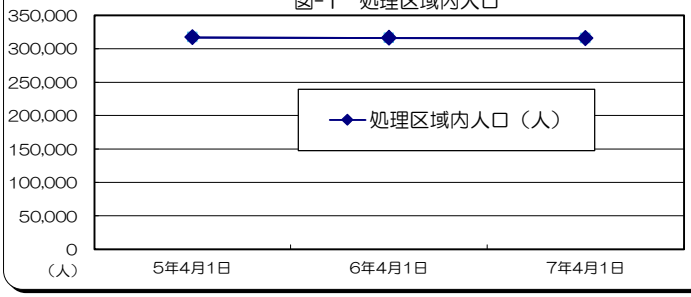

コメント

処理区域は、八王子市、町田市の一部の区域並びに多摩市全域である。また、処理区域内人口は、各年の4月1日の人数である。八王子市、町田市の処理区域を拡大したため、人口は増加している。

処理区域内での各市の内訳（令和7年4月1日現在）
- 八王子市：130,075人
- 町田市　：　37,204人
- 多摩市　：148,340人

図-2　可燃ごみ搬入量【処理区域内】【処理区域外】

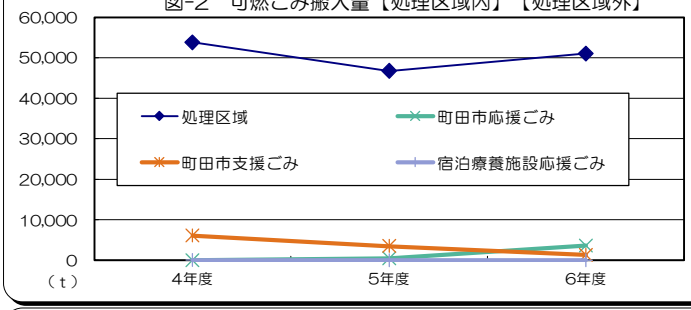

コメント

令和４年度から多摩清掃工場の安定稼働のために処理区域の再編行い、八王子市・町田市の区域が拡がった。

令和５年度は12月15日に発生した電気設備火災の影響で（12月～2月の一部期間）搬入を停止している。

令和6年度は町田市応援ごみ36,123ｔ、町田市支援ごみ（令和4年度～7年度までの4年間、年間10,000tを上限として町田市から受けれる可燃ごみ）1,322ｔの搬入があった。

図-3　不燃・粗大ごみ(t)【処理区域内】【処理区域外】と金属・小型家電(t)【多摩市】

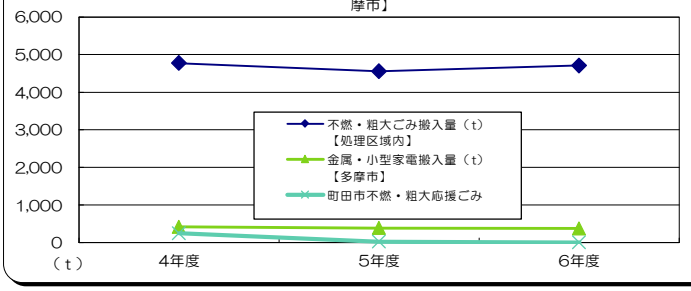

コメント

町田市から令和３年度から令和５年度まで、不燃・粗大ごみの応援搬入があった。

令和５年度は12月15日に発生した電気設備火災の影響で（12月～2月の一部期間）搬入を停止している。

図-4　電力受電量（全体）

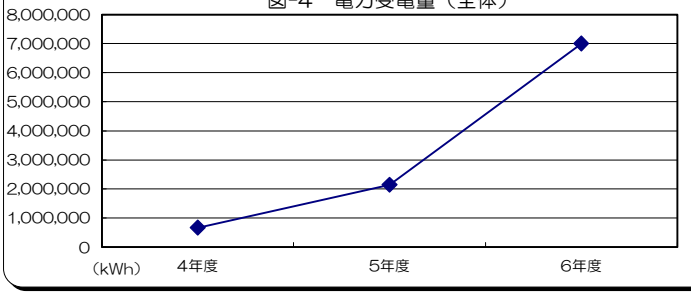

コメント

焼却炉が全炉停止すると発電ができなくなり、受電電力量が増加する。このため、受電電力量の増減は、焼却炉の全炉停止日数の増減と相関関係にある。

全炉停止日数

令和4年度：　29日

令和5年度：　68日

令和6年度：　31日

※令和５～6年度は電気設備火災の影響により発電機が故障したため増加している。

図-5　上水使用量（全体）

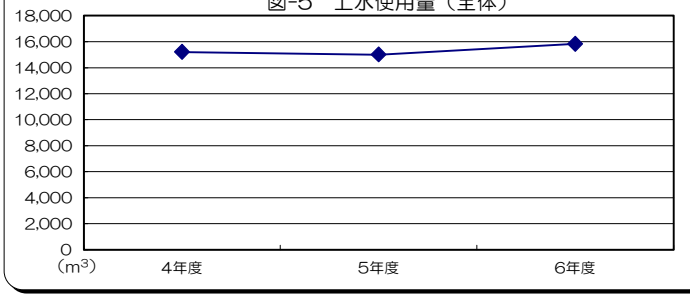

コメント

～～～上水の使用の目的～～～

☆焼却棟:生活用水やボイラ用の純水を作る為等に使用

☆不燃･粗大棟:破砕機の防爆用蒸気を作る為に使用

不燃・粗大棟での上水使用量は、全体の上水使用量の１０%程度であり、増減の推移は、焼却棟の使用量増減と相関関係にある。

図-6　井水使用量（全体）

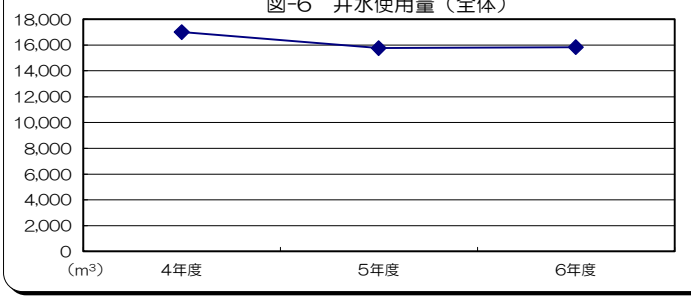

コメント

～～～井水の使用の目的～～～

☆焼却棟:機器の冷却や排ガス温度を下げるのに使用

☆不燃･粗大棟:防塵用散水等に使用

不燃・粗大棟での井水使用量は、全体の井水使用量の10%程度であり、増減の推移は、焼却棟の使用量増減と相関関係にある。

図-7　都市ガス使用量（全体:リサイクルセンター除く）

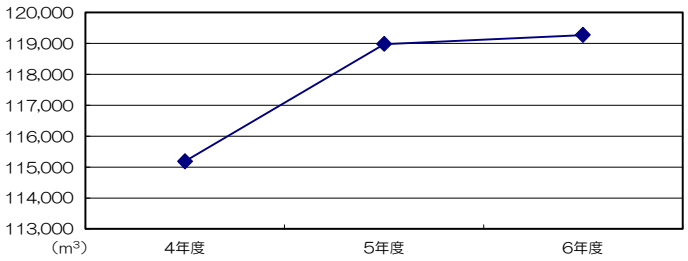

コメント

リサイクルセンターの使用量は除いてグラフ化した。

～～～都市ガスの使用の目的～～～
☆焼却棟:主に炉の立上・立下、炉内温度低下時等に使用
☆不燃･粗大棟:破砕機の防爆用蒸気を作る為に使用

不燃・粗大棟の都市ガス使用量は、不燃・粗大ごみの処理量と相関関係にあるが、焼却棟の都市ガス使用量は、焼却炉の立上、立下回数と相関関係にある。

（2）- 2　処理工程（焼却棟）

図-8　ごみ焼却量（可燃ごみ＋除去可燃）

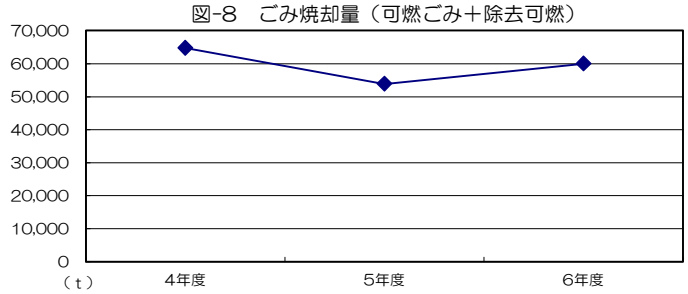

コメント

除去可燃は、不燃・粗大ごみ中の可燃分である。

焼却量は可燃ごみの搬入量の増減に合わせて変動する。

図-9　焼却炉運転日数

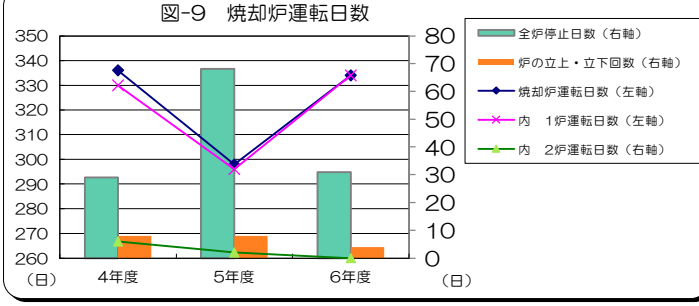

コメント

可燃ごみ搬入量に合わせて、効率の良い焼却炉の運転計画を作成している。

1号炉はなく、2号炉と3号炉による2炉体制である。

焼却炉運転日数…2号炉と3号炉の各炉の運転日数の合計
1炉運転日数…2号炉か3号炉のどちらかが運転している日数
2炉運転日数…2号炉と3号炉両炉が同時に運転している日数
全炉停止日数…2号炉と3号炉両炉が同時に停止している日数
炉の立上・立下回数…焼却炉の稼働や停止の回数

※令和５年度は電気設備火災の影響により全炉停止日数が増加している。

図-10　電力使用量（焼却棟）

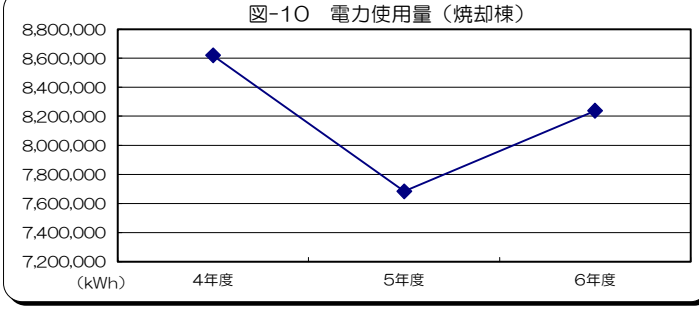

コメント

施設の稼動に電気を使用するため、電力使用量の増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

令和5年12月15日に発生した電気設備火災により、焼却施設が停止していたため減少した。

図-11　上水使用量（焼却棟）

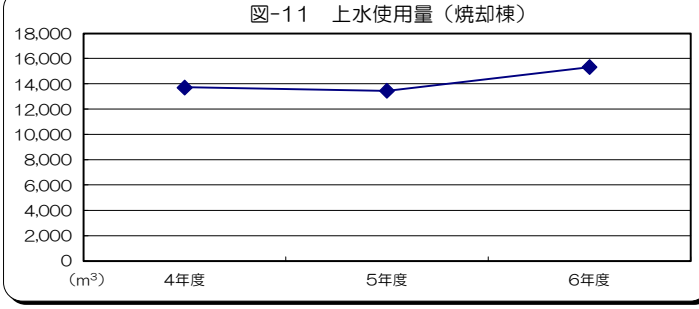

コメント

施設の稼動に上水を使用するため、上水使用量の増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

図-12　井水使用量（焼却棟）

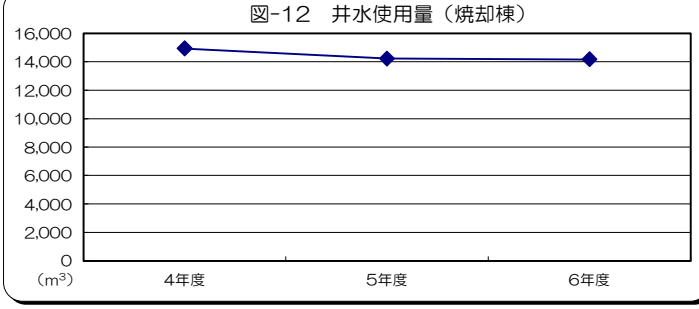

コメント

施設の稼動に井水を使用するため、井水使用量の増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

【水のリサイクルについて】

多摩清掃工場の焼却棟には、薬品を使用して、以下のような順番で「よごれた水」を「きれいな水」に処理する設備があります。

①「よごれた水」に薬品を混ぜる。
② 薬品で無機物（浮遊物）を沈殿させる。
③ ②で発生した沈殿物を、汚泥として焼却処理し、上澄の「きれいな水」を工場でリサイクルする。

このように「よごれた水」を「きれいな水」に処理して、工場内で、リサイクルするシステムをクローズドシステムといいます。大切な資源である「水」を効率良く使用することで、水の節減を図り、排水量を減少させることは、とても重要なことです。また排水を外部に出さないことで、環境保護にも大きく役立っています。

図-13　水のリサイクル量（焼却棟）

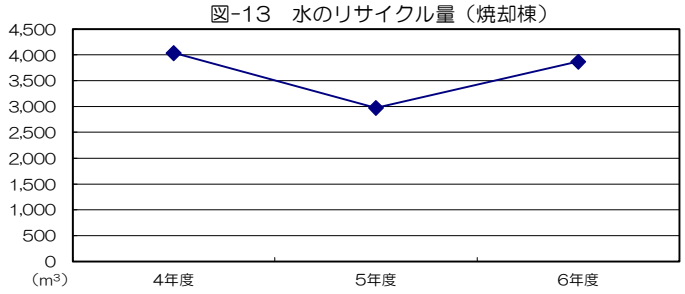

コメント

リサイクルした水は減温水として使用するため、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

減温水：バグフィルターが熱で傷まないようにしたり、ダイオキシン類が再合成する温度域（300度程度）にならないように排ガス温度を下げるために使用する水。

図-14　都市ガス使用量（焼却棟）

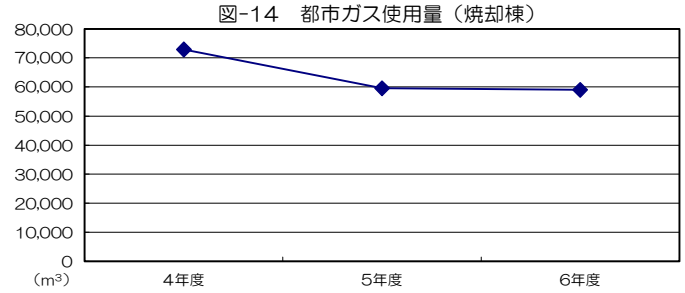

コメント

都市ガスは、炉の立上・立下時、炉内の温度低下時等に使用する。このため、使用量は、炉の立上・立下回数の増減と相関関係にある。立上下の回数は、令和4年度８回、令和５年度８回、令和６年度４回である。

令和６年度は長時間の立上があったこととガス焚きボイラの運転増加により令和５年度と同等程度となった。

図-15　消石灰使用量（焼却棟）

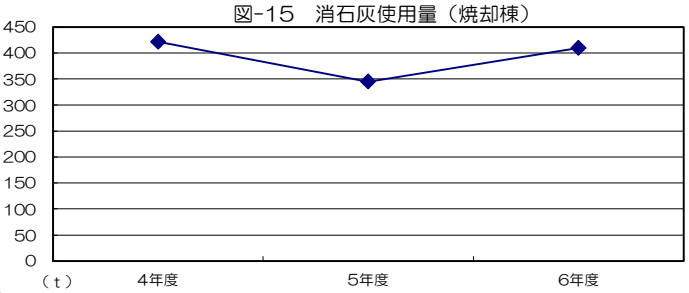

コメント

消石灰は、排ガス中の塩化水素や硫黄酸化物等の酸性ガスを除去する目的で使用する。

使用量は焼却量の増減と相関関係にある。令和４年度～令和６年度の原単位（ごみ1t当たりに使用する量）は、6.54、6.39、6.83kg/tである。

令和5年12月15日に発生した電気設備火災の影響で焼却施設が稼働できなかったため減少している。

図-16　アンモニア水使用量（焼却棟）

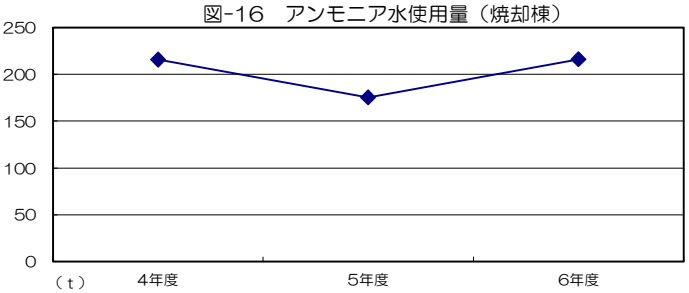

コメント

アンモニア水は、排ガス中の窒素酸化物を除去する目的で、焼却炉内および煙道に使用する。

このため、使用量は焼却量の増減と相関関係にある。令和４年度～令和６年度の原単位（ごみ1t当たりに使用する量）は、3.35、3.25、3.60kg/tであった。

図-17　重金属固定剤使用量（焼却棟）

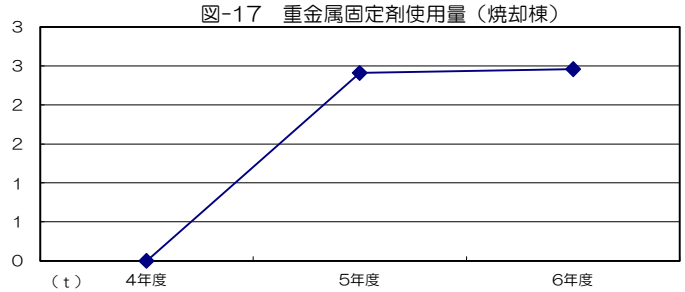

コメント

排ガス中の飛灰を捕集し、重金属等（鉛等）が溶出しないように薬剤で固定する。

設備の故障や飛灰運搬先の東京たま広域資源循環組合の補修による搬入停止期間に飛灰固化を行うため使用する。

図-18　活性炭使用量（焼却棟）

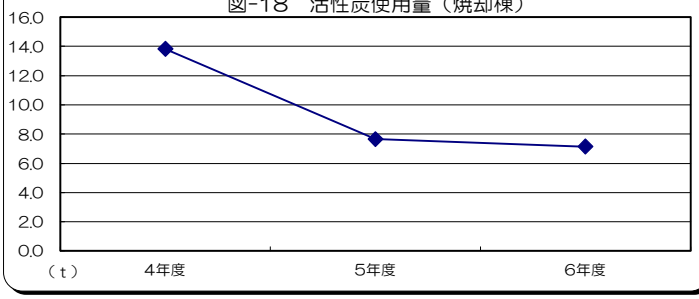

コメント

排ガス中の水銀を除去するため活性炭を使用する。

図-19　塩酸使用量（焼却棟）

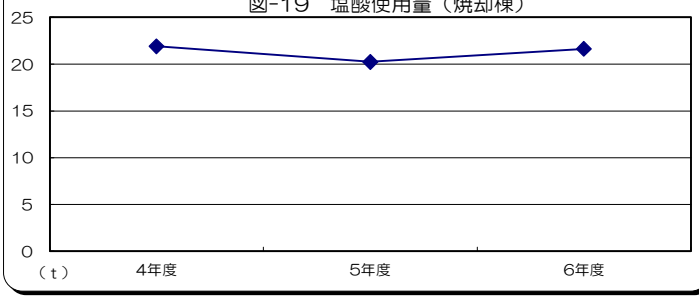

コメント

「よごれた水」をリサイクルするために、汚水処理設備のpH調整に使用したり、焼却炉のボイラ設備で使用する「とてもきれいな水（純水）」を作るための樹脂洗浄に使用する。

図-20　苛性ソーダ使用量（焼却棟）

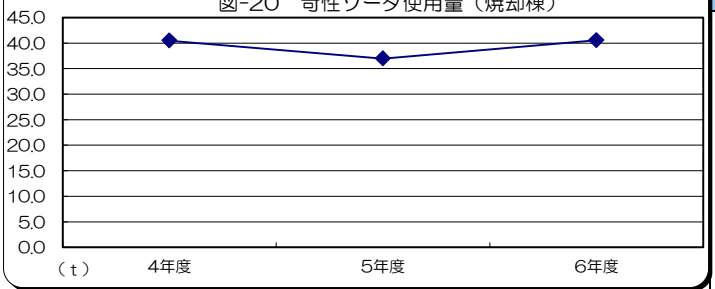

コメント

「よごれた水」をリサイクルするために、汚水処理設備のpH調整に使用したり、焼却炉のボイラ設備で使用する「とてもきれいな水」を作るための樹脂洗浄に使用する。

（2）-３　処理工程（不燃・粗大ごみ処理棟）

図-21　ごみ処理量（不燃ごみ＋粗大ごみ＋小型家電）

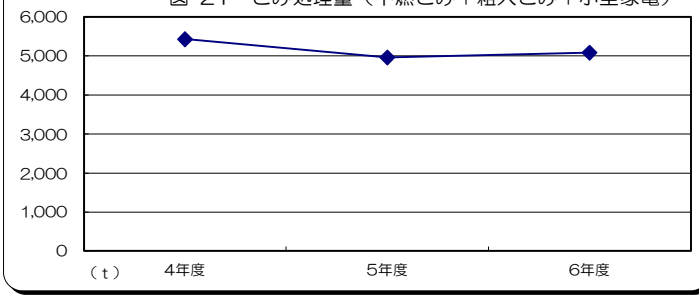

コメント

令和４年度は小型家電の搬入量が減少したが、区域再編に伴い、不燃ごみ及び粗大ごみの搬入量が増加したため、処理量も増加した。

令和５年度は12月15日に発生した電気設備火災の影響で一部搬入を停止したため減少した。

図-22　電力使用量（不燃・粗大ごみ処理棟）

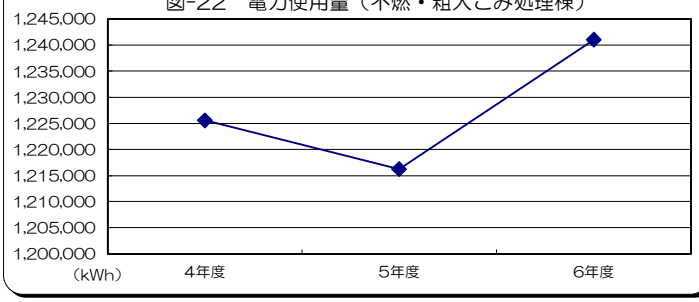

コメント

不燃ごみ、粗大ごみ及び小型家電の処理量と相関関係にある。

令和６年度は、搬入量が増加したため、処理時間が増え、電力使用量が上昇した。

図-23　上水使用量（不燃・粗大ごみ処理棟）

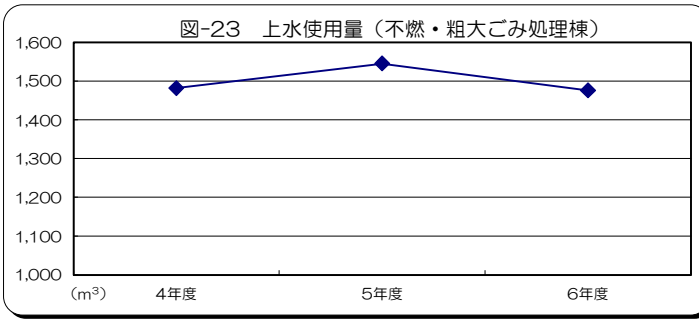

コメント

上水は、防爆用（不燃・粗大ごみ等を破砕する際、事故による爆発を防ぐために、酸素濃度を下げる目的で蒸気を使用）の蒸気を作るために使用する。

令和６年度は、粗大ごみ破砕機の稼働時間が前年度に比べ増加したが、上水の使用量は大きな変化はない。

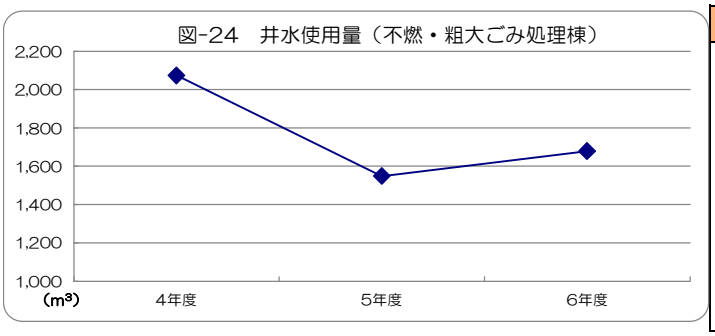

コメント

井水は主に清掃に使用。井水使用量は減少している。

【水のリサイクルについて】

多摩清掃工場の不燃・粗大ごみ処理棟には、「よごれた水」を微生物の力で「きれいな水」に処理する設備があります。
微生物の力で処理する設備は、微生物が有機物を食べて（＊BOD・＊＊CODを低くする）繁殖し、「汚泥」（微生物のかたまり）となります。この水をろ過し、「かたまり」と「きれいな水」に分離します。この「かたまり」は汚泥として焼却処理し、「きれいな水」は、工場でリサイクルします。
このように「よごれた水」を「きれいな水」に処理して、工場内で、リサイクルするシステムをクローズドシステムといいます。大切な資源である「水」を効率良く使用することで、水の節減を図り、排水量を減少させることは、とても重要なことです。また排水を外部に出さないことで、環境保護にも大きく役立っています。

＊BOD・・・生物化学的酸素要求量といいます。微生物が「よごれ」（有機物）を食べるために使った酸素の量を表します。
「よごれ」の目安で、高いほどよごれています。
＊＊COD・・・化学的酸素要求量といいます。微生物のかわりに薬品を使って水の中の酸素の使われる量を表します。

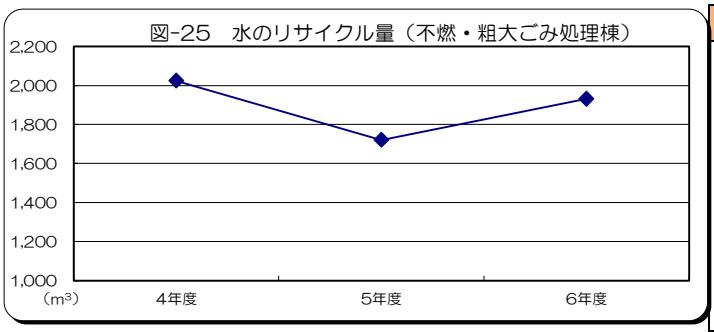

コメント

リサイクルした水は、主に施設内の床等の清掃に使用する。

令和５年度の汚水処理量が減少したため、水のリサイクル量は減少した。

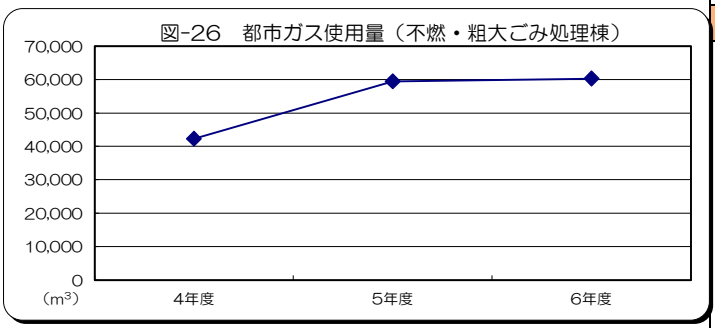

コメント

都市ガスは、防爆用（不燃・粗大ごみ等を破砕する際、事故による爆発を防ぐために、酸素濃度を下げる目的で蒸気を使用）の蒸気を作るために使用する。

令和６年度はボイラの運転時間増加により、使用量が増加した。

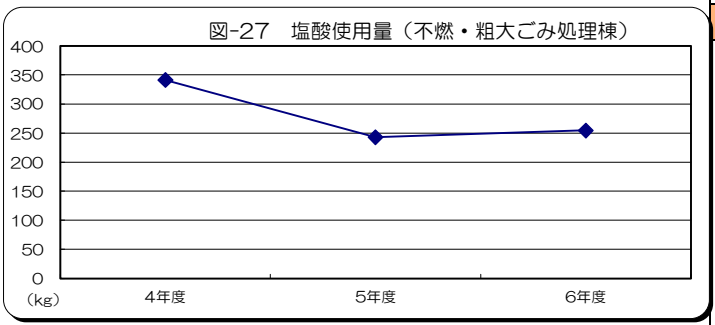

コメント

「よごれた水」をリサイクルするため、汚水処理設備のpH調整に使用する。

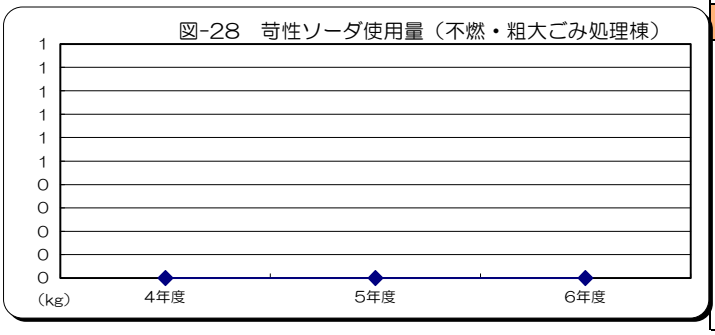

コメント

「よごれた水」をリサイクルするため、汚水処理設備のpH調整に使用する。

図-29　栄養剤使用量（不燃・粗大ごみ処理棟）

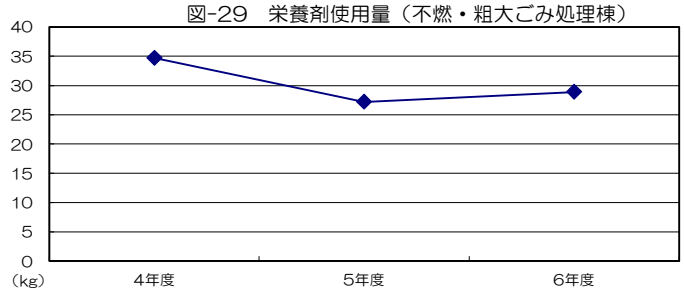

コメント

栄養剤は、「よごれた水」を処理する微生物の食料として使用する。

（2）- 4　アウトプット（施設全体での出力情報）

図-30　発電電力量（全体）

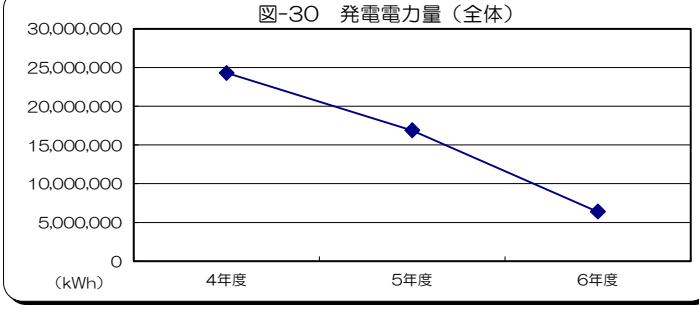

コメント

ごみを焼却した熱を利用して発電するため、発電電力量は、炉の運転日数の増減と似た傾向を示す。

令和5年12月15日に発生した電気設備火災の影響により発電機が故障し、発電ができなくなり減少し、令和６年１２月に復旧した。

図-31　売電電力量（全体）

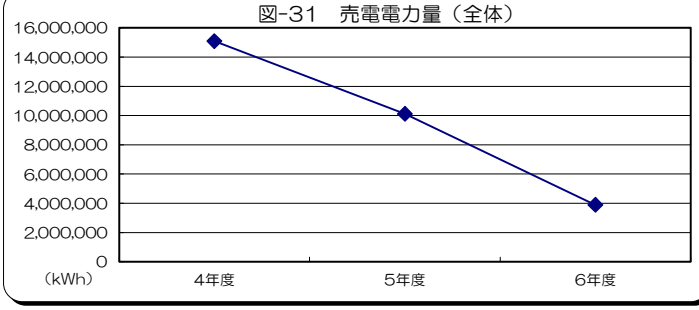

コメント

売電電力量＝受電電力量＋発電電力量－使用電力量

令和5年12月15日に発生した電気設備火災の影響により発電機が故障し、発電ができなくなり減少し、令和６年１２月に復旧した。

図-32　場外熱供給量（全体）

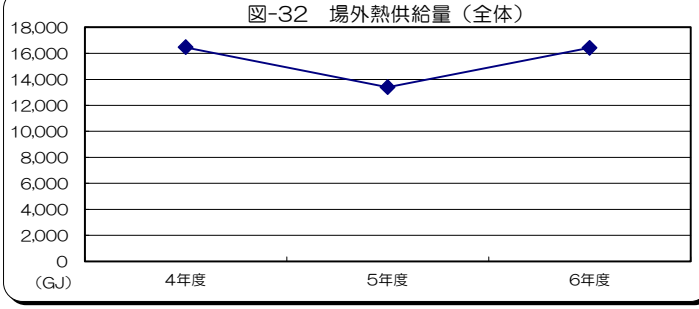

コメント

ごみを焼却した熱を利用して余熱供給するため、余熱供給量は、炉の運転日数や供給先の余熱必要量の影響を受ける。

令和５年度は12月15日に発生した電気設備火災の影響により焼却施設が停止していた期間が長くなったため、供給量が減少した。

図-33　下水放流量（全体）

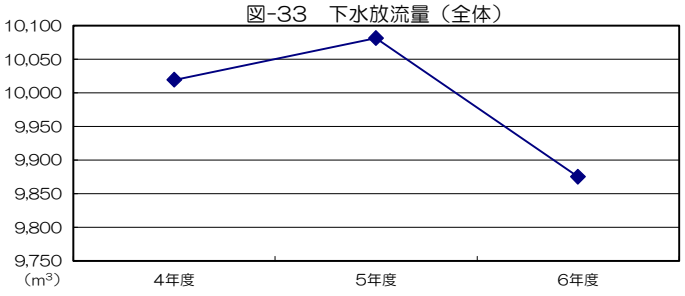

コメント

焼却炉稼働日数により増減する。

令和６年度は下水道の詰まりが発生し、データ上では下水流量が増加したが実際の数量は不明。

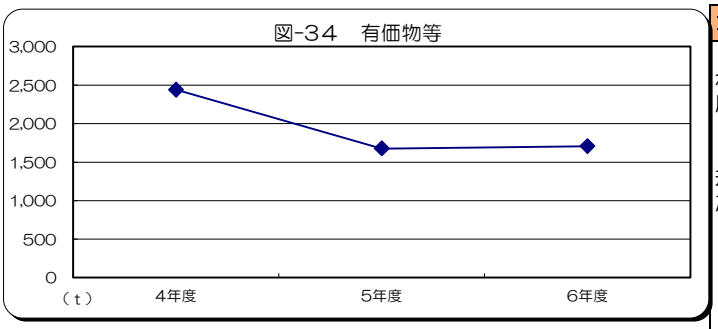

コメント

有価物等とは、主に不燃・粗大ごみの中から得られる資源物で鉄類、アルミ類、非磁性物、落じん灰、自転車、小型家電等の合計である。

令和４年度の有価物の搬出量は、自転車として売却した数量が著しく増加したことに伴い、増加した。

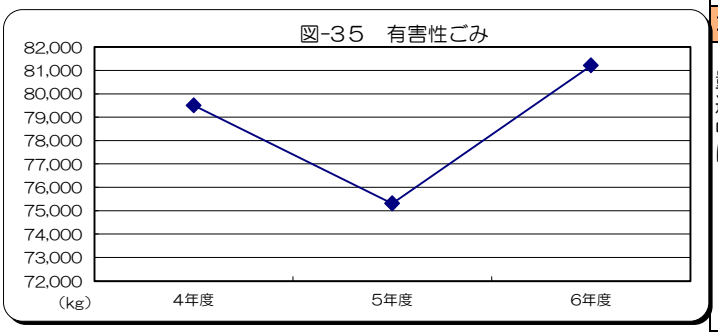

コメント

ここでの有害性ごみとは、乾電池と蛍光管の搬出量の合計である。有害ごみは、専門業者に委託して適正に処理・再資源化している。また、不燃ごみの中に誤って混入された有害ごみについても、手選別により取り出し、同様に適正処理している。

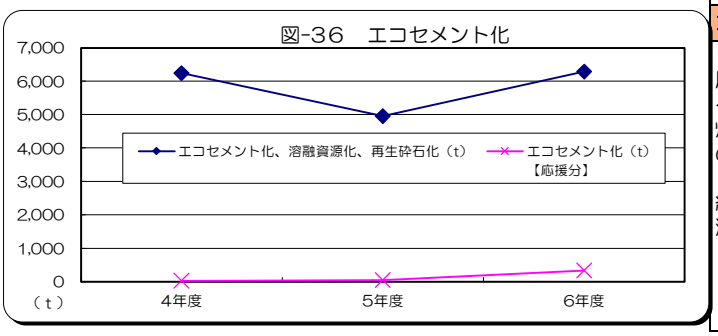

コメント

エコセメントとは、ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントである。
焼却灰は、セメントに必要な成分を多く含んでいるので、原料として利用できる。

多摩清掃工場の焼却灰は、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化している他、民間の溶融資源化施設や、再生砕石化施設に搬出している。

【水のリサイクル】



薬品で「きれいな水」に処理する設備



微生物の力で「きれいな水」に処理する設備



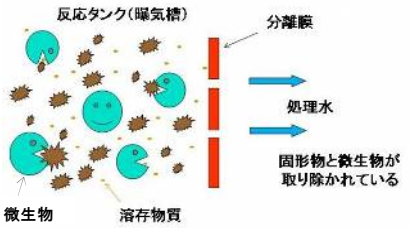

3．環境対策

PRTR

（化学物質排出移動量届出制度：有害性のある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれた移動量を把握し、公表する制度）

多摩清掃工場の1年間のダイオキシン類排出量は、煙突から0.0082mg-TEQでした。移動量は、下水が0.022mg - TEQ、灰等が270mg - TEQでした。（TEQ：毒性等量）

第1種指定化学物質の名称		ダイオキシン類								単位	
第1種指定化学物質の号番号		243								mg-TEQ（ダイオキシン類の場合）	
排出量	イ．大気への排出			0	.	0	0	8	2		
	ロ．公共用水域への排出			0	.	0				排出先の河川、湖沼、海域等の名〔なし〕	
	ハ．当該事業所における土壌への排出（二以外）			0	.	0				なし	
	ニ．当該事業所における埋立処分			0	.	0				埋立処分を行う場所（該当するものに○をすること）該当なし	1.安定型 2.管理型 3.遮断型
移動量	イ．下水道への移動		0	.	0	2	2			移動先の下水道終末処理施設の名称〔南多摩水再生センター〕	
	ロ．当該事業所の外への移動（イ以外）	2	7	0							

（1）排ガス濃度

年度	測定日	号炉	ばいじん		硫黄酸化物		窒素酸化物		塩化水素		水銀	
			濃度	規制基準値	排出量	規制基準値	濃度	規制基準値	濃度	規制基準値	濃度	規制基準値
			g／m^3_N		m^3_N／h		ppm	ppm	ppm		$\mu g/m^3_N$	
4	R4.5.20	3	<0.001	0.08	0.67	89.3	42	250	24	430	4.4	50
	R4.7.12	2	<0.001		0.71	92.4	24		17		8.9	
	R4.9.12	2	<0.001		0.38	93.9	34		20		21	
	R4.11.7	3	<0.001		0.34	89.3	40		10		8.1	
	R5.1.6	3	<0.001		0.28	90.9	36		20		0.3	
	R5.3.6	2	<0.001		0.32	92.4	40		14		2.9	
5	R4.5.20	2	<0.001		0.34	90.9	39		13		13	
	R4.7.12	3	<0.001		0.31	90.9	42		16		21	
	R4.9.12	2	<0.001		0.36	90.9	36		17		4.8	
	R4.11.7	3	<0.001		0.38	92.4	32		13		6.1	
	R5.1.6	2	<0.001		0.24	92.4	30		10		4.4	
	R5.3.6	2	<0.001		0.38	93.9	43		12		18	
6	R6.5.8	2	<0.001		0.29	90.9	43		17		26	
	R6.7.10	2	<0.001		0.18	89.3	37		3		23	
	R6.9.10	3	<0.001		0.12	89.3	33		6		3.0	
	R6.11.15	3	<0.001		0.22	90.9	30		3		8.4	
	R7.1.7	3	<0.001		0.29	89.3	37		17		4.6	
	R7.3.7	2	<0.001		0.15	90.9	51		13		7.1	

（2）　臭気調査結果

悪臭防止法及び東京都環境確保条例に基づき、多摩清掃工場の敷地境界での臭気指数を調査した結果です。

①臭気指数

年度	測定日	区分	測定場所				規制基準
			P-1	P-2	P-3	P-4	
6	R6.5.8	朝	<10	<10	<10	<10	12
		昼	<10	<10	<10	<10	
		夕	<10	<10	<10	<10	
		朝	放流下水		26		28
5	R5.5.11	朝	<10	<10	<10	<10	12
		昼	<10	<10	<10	<10	
		夕	<10	<10	<10	<10	
		朝	放流下水		21		28
4	R4.5.20	朝	<10	<10	<10	<10	12
		昼	<10	<10	<10	<10	
		夕	<10	<10	<10	<10	
		朝	放流下水		20		28

臭気調査地点

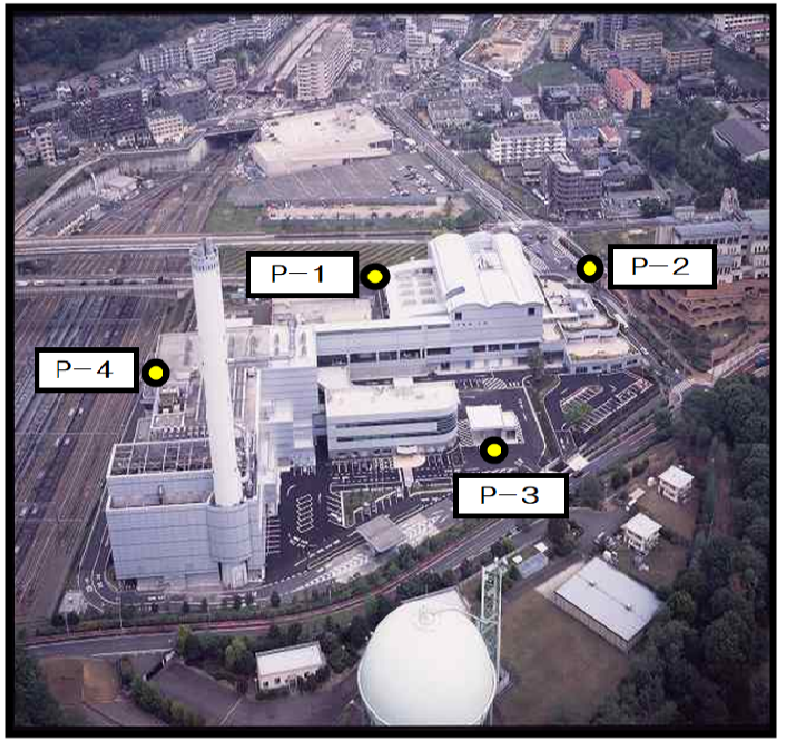

②臭気排出強度

年度	測定日	測定点	臭気指数	臭気排出強度	許容臭気排出強度
				m^3_N/min	m^3_N/min
6	R6.5.8	1号煙突	16	0.39×10^5	0.25×10^8
	R6.5.8	2号煙突	26	0.26×10^6	0.10×10^9
	R6.9.10	3号煙突	26	0.25×10^6	0.10×10^9
5	R5.5.11	1号煙突	19	0.38×10^5	0.15×10^8
	R5.5.11	2号煙突	24	0.17×10^6	0.11×10^9
	R5.7.6	3号煙突	25	0.20×10^6	0.10×10^9
4	R4.5.20	1号煙突	20	0.83×10^5	0.22×10^8
	R4.7.11	2号煙突	27	0.32×10^6	0.11×10^9
	R4.5.20	3号煙突	25	0.19×10^6	0.93×10^8

臭気対策：ごみ焼却施設の開口部分を少なくし、臭気が外部に漏れることのないように努めています。
ごみピット内の空気は常に強制吸引し、ごみピット内を負圧に保つように努めています。また、ごみピット内の空気は燃焼用空気として焼却炉で燃焼・分解することで臭気の流出防止に努めています。定期点検整備等による焼却炉停止時には、脱臭装置でごみピット内の空気を処理し臭気を除去しています。この際、ごみピット内の空気は常に脱臭装置に吸引され、ごみピット内を負圧に保つことで臭気が外部に漏れることのないように努めています。プラットホームの出入口にエアーカーテンを設置しています。

1号煙突は不燃粗大ごみ処理施設の空気を脱臭して排出しています。2、3号煙突は焼却炉の排ガスを排出しています。

（3）　騒音・振動調査結果

騒音規制法・振動規制法及び東京都環境確保条例に基づき、多摩清掃工場の敷地境界での騒音・振動調査をした結果です。

①騒音調査　　単位：dB

年度	測定日	時間区分		調査地点				
				N-1	N-2	N-3	N-4	N-5
6	R6.6.20～21	8:00～20:00	工場騒音	60	57	58	50	60
			規制基準	60				
		20:00～23:00	工場騒音	49	48	43	43	49
			規制基準	55				
		23:00～6:00	工場騒音	48	42	42	43	47
			規制基準	50				
		6:00～8:00	工場騒音	51	51	43	43	50
			規制基準	55				
5	R5.6.26～27	8:00～20:00	工場騒音	58	59	58	59	58
			規制基準	60				
		20:00～23:00	工場騒音	48	50	44	47	55
			規制基準	55				
		23:00～6:00	工場騒音	43	48	43	46	46
			規制基準	50				
		6:00～8:00	工場騒音	52	51	47	45	52
			規制基準	55				
4	R4.6.13～14	8:00～20:00	工場騒音	60	59	57	59	59
			規制基準	60				
		20:00～23:00	工場騒音	52	52	44	44	47
			規制基準	55				
		23:00～6:00	工場騒音	46	45	42	45	43
			規制基準	50				
		6:00～8:00	工場騒音	51	51	47	45	45
			規制基準	55				

※令和３年度６月の測定で基準値を超過した。N-5地点は小出急電鉄の車庫と隣接しており、電車の空調音による影響があったと考えられる。（詳細はHP参照）

騒音対策：騒音の発生源となる機器（空気圧縮機）に防音材（ウレタン素材：20mm）を施し、騒音レベルの低減を図っています。騒音減となる機器は建物内に配置し、騒音が外部に漏洩しないように配慮し、また、防音効果を高めるために壁面に防音材（グラスウール：50mm）を施しています（機械選別室）。

②振動調査　　単位：dB

年度	測定日	時間区分		調査地点				
				N-1	N-2	N-3	N-4	N-5
6	R6.6.20～21	8:00～20:00	工場振動	36	37	42	37	41
			規制基準	65				
		20:00～8:00	工場振動	36	30	31	35	41
			規制基準	60				
5	R5.6.26～27	8:00～20:00	工場振動	35	34	39	37	44
			規制基準	65				
		20:00～8:00	工場振動	30	30	40	34	44
			規制基準	60				
4	R4.6.13～14	8:00～20:00	工場振動	43	31	39	34	47
			規制基準	65				
		20:00～8:00	工場振動	32	<30	34	32	46
			規制基準	60				

振動対策：振動の発生源となる機器（破砕機）に防振装置を施し、振動レベルの低減を図っています。また、機器の土台となる基礎は独立したものを施しました。また、振動源となる機器は建物内に配置し、振動が外部に漏れないように配慮しました。

騒音・振動調査地点

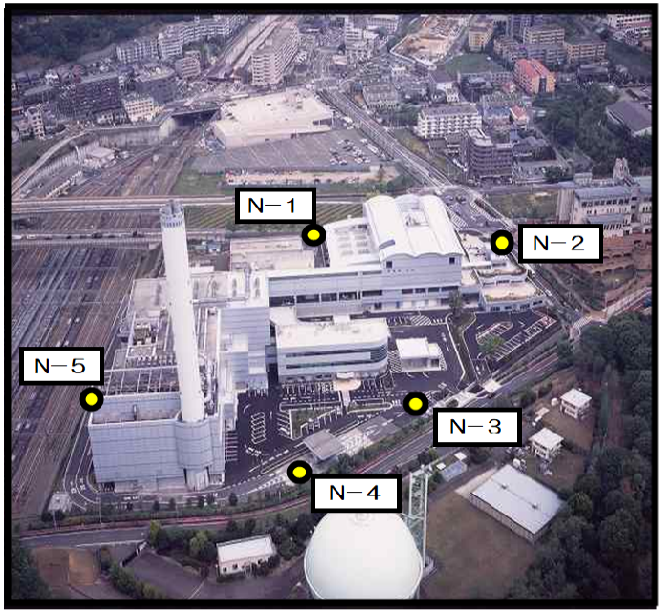

（4）工場より排出されるダイオキシン類

単位：ng-TEQ/m^3_N

排ガス中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 規制値：1	年度	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	測定日	R4.4.25	R4.7.11	R4.10.3	R5.1.10	R5.4.24	R5.7.7	R5.10.11	R6.2.21	R6.4.24	R6.7.9	R6.10.11	R7.1.8
	2号炉	休炉中	0.00081	0.000042	休炉中	0.00012	休炉中	休炉中	0.00068	0.000033	0.000000026	休炉中	休炉中
	3号炉	0.0012	休炉中	休炉中	0.00019	休炉中	0.00000019	0.000042	休炉中	休炉中	休炉中	0.000033	0.000040

単位：ng-TEQ/g

焼却灰中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 規制値：3	年度	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	測定日	R4.4.25	R4.7.11	R4.10.3	R5.1.10	R5.4.24	R5.7.7	R5.10.11	R6.2.22	R6.4.24	R6.7.9	R6.10.11	R7.1.8
	2号炉	休炉中	0.0057	0.0049	休炉中	0.010	休炉中	休炉中	0.0022	0.00018	0.0040	休炉中	休炉中
	3号炉	0.0042	休炉中	休炉中	0.0038	休炉中	0.034	0.00028	休炉中	休炉中	休炉中	0.0033	0.0061

単位：pg-TEQ/L

放流下水中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 規制値：10	年度	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	測定日	R4.4.25	R4.7.11	R4.10.3	R5.1.10	R5.4.24	R5.7.7	R5.10.11	R6.1.9	R6.4.24	R6.7.9	R6.10.11	R7.1.8
	最終放流下桝	0.00025	0.011	0.062	0.15	0.0013	0.00021	0.00036	0.0052	0.00072	0.11	8.4	0.035

排ガス
規制値1ng-TEQ/m^3_Nの
1/100を大きく下回る

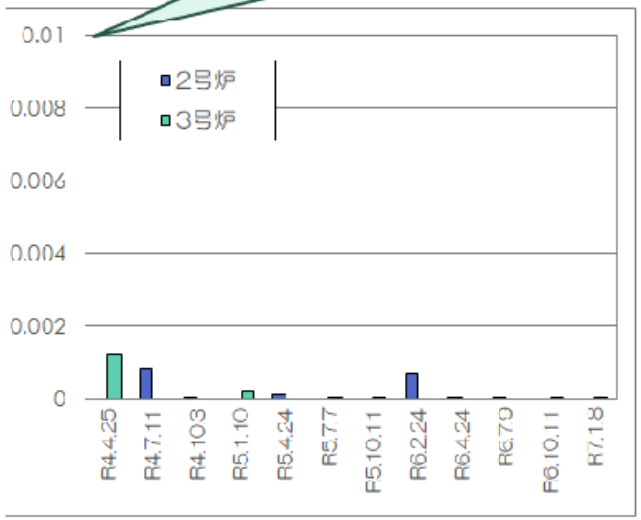

焼却灰
規制値3ng-TEQ/gの
1/10を大きく下回る

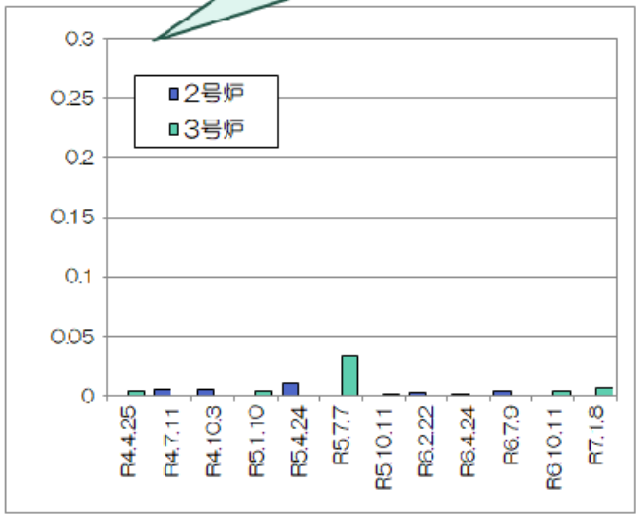

下水放流水
規制値10pg-TEQ/L
を下回る

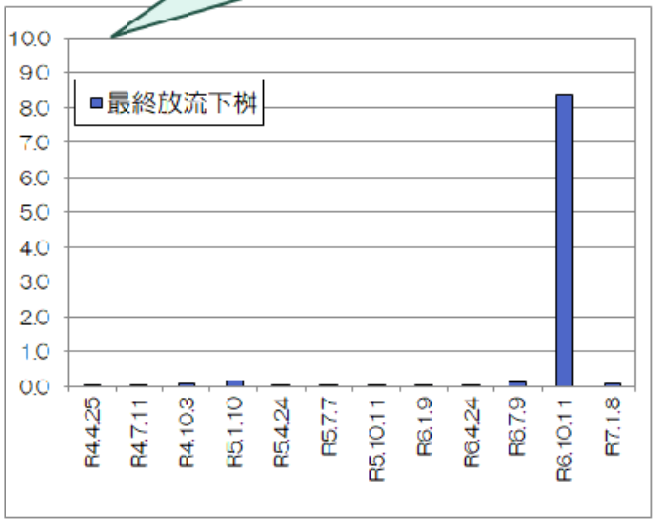

排ガスに含まれるダイオキシン類の除去効果から、設備の健全性を確認するため、各排ガス処理設備の前後で同時に測定し、ダイオキシン類の除去率を算出しています。

排ガスの流れ

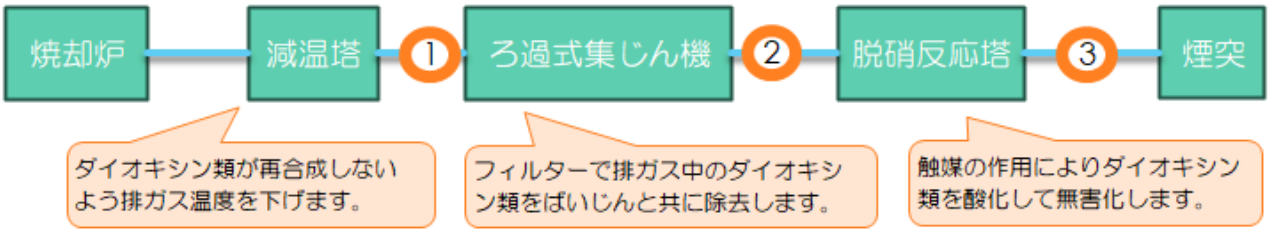

○・・・測定地点

単位：ng-TEQ/m^3_N

測定炉	測定日	① 減温塔出口	② ろ過式集じん機出口	③ 脱硝反応塔出口
2号炉	R6.4.24	0.27	0.0083	0.000033
	除去率（%）	—	96.9%	99.6%
	R6.7.9	0.16	0.000080	0.00000026
	除去率（%）	—	100.0%	99.7%
3号炉	R6.10.11	0.23	0.0000013	0.000033
	除去率（%）	—	100.0%	—※
	R7.1.8	0.21	0.000026	0.000040
	除去率（%）	—	100.0%	—※

※②ろ過式集じん機出口濃度より③脱硝反応塔出口濃度が高いため除去率算出不能

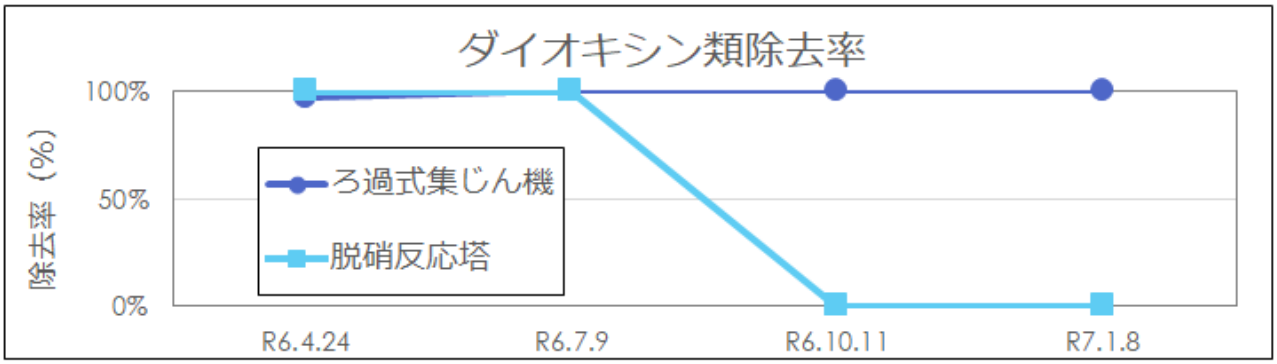

～　測定結果のコメント　～

法令に基づいて工場から排出されるばい煙やダイオキシン類等の濃度等を測定しています。測定の結果は、いずれも法令の基準値やそれよりも低いISO14001で設定した自主規制運用値を下回っており、良好な運転管理を行っています。

（5）大気中のダイオキシン類・SPM（浮遊粒子状物質）

単位：ダイオキシン類　pg-TEQ/m^3

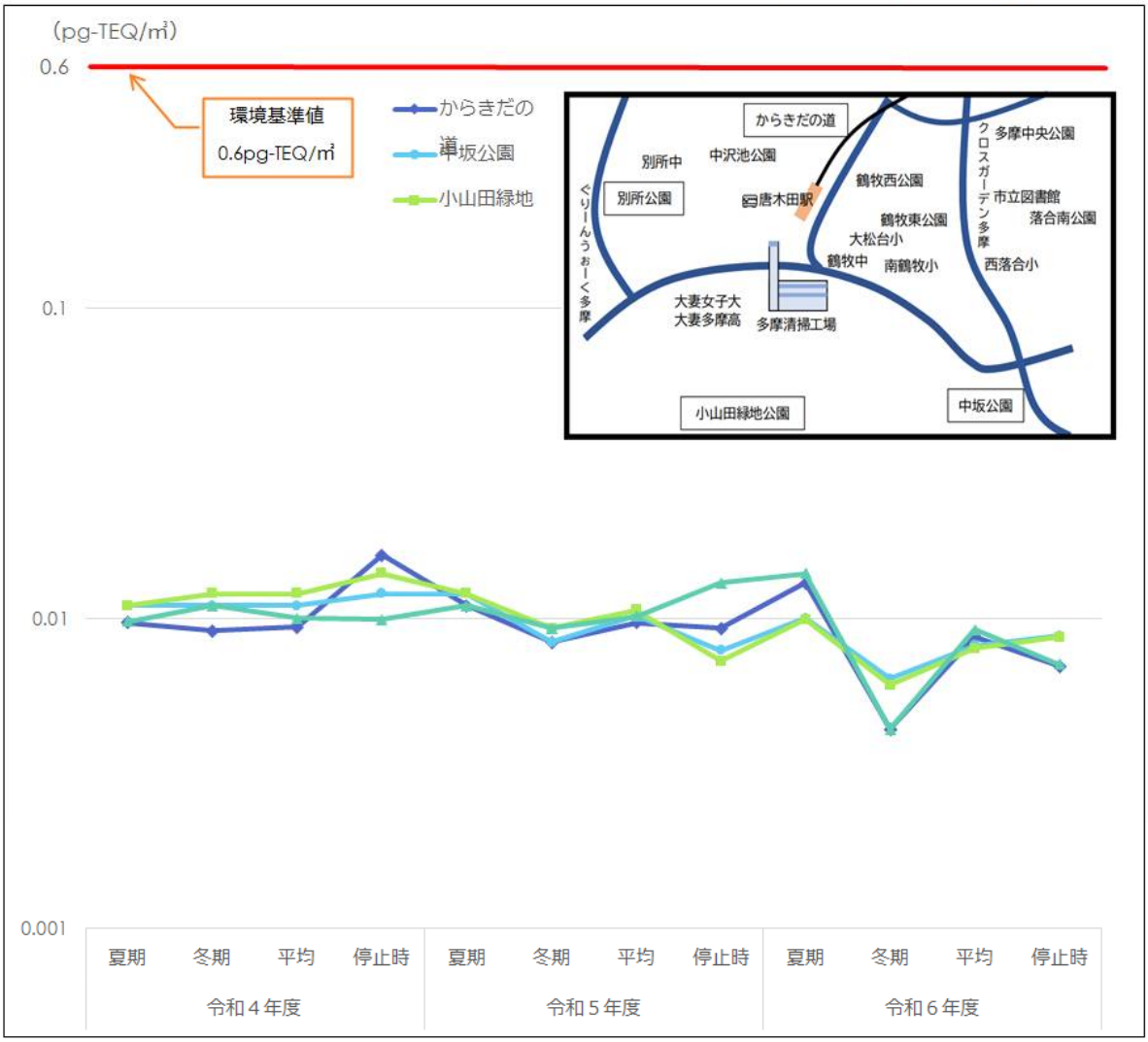

年度	令和４年度				令和５年度				令和６年度			
	夏期	冬期	平均	停止時	夏期	冬期	平均	停止時	夏期	冬期	平均	停止時
からきだの道	0.0097	0.0091	0.0094	0.016	0.011	0.0084	0.0097	0.0093	0.013	0.0044	0.0087	0.0070
中坂公園	0.011	0.011	0.011	0.012	0.012	0.0084	0.010	0.0079	0.010	0.0064	0.0082	0.0088
小山田緑地	0.011	0.012	0.012	0.014	0.012	0.0093	0.011	0.0073	0.0099	0.0061	0.0080	0.0087
別所公園	0.0098	0.011	0.010	0.0099	0.011	0.0093	0.010	0.013	0.014	0.0044	0.0092	0.0071

参考資料（年４回測定の平均値）

年　度	単位	八王子市片倉町局	町田市大蔵町
令和４年度	pg-TEQ/㎥	0.0094	0.0092
令和５年度		0.0088	0.0071
令和６年度		0.0058	0.0077

左表は、東京都環境局ホームページより一部抜粋したものです。また、抜粋個所は、構成市内の測定結果です。

コメント
平成14年12月1日の『ダイオキシン類対策特別措置法』の施行を境に、排出基準が厳しくなり大気中のダイオキシン類濃度は大幅に減少した。また、都内の環境大気中のダイオキシン類調査結果（令和６年度）と比較したところ、当工場の周辺大気のダイオキシン類濃度は同程度であり基準を大きく下回った。
今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を15m3体重を50kgと仮定し、大気からのダイオキシン類の暴露量を、令和６年度調査結果の平均値（最大）0.0092pg-TEQ/m3を用いて計算すると0.0028pg-TEQ/kg/日となる。これを[1]ダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI）である4pg-TEQ/kg/日と比較すると0.07%の寄与率だった。（[2]令和５年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査結果は、0.40 pgTEQ/kg bw/日であった。）

[1]「ダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI）について」（平成11年6月「環境庁」）
[2]「令和５年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査結果」（令和６年12月「厚生労働省健康・生活衛生局」）

（6）　地球温暖化防止　CO_2排出量

地球温暖化対策計画書（総量削減義務）の対象外である中小規模事業所を対象に「地球温暖化対策報告書制度」が創設されました。使用するエネルギーが原油換算で年間3,000kL以上で提出することが義務づけられます。 この報告書を任意で提出しています。

1　原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量（令和５年度の状況）

原油換算エネルギー使用量（①=⑭×0.0258）		① 687	kl
二酸化炭素排出量	燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量（②=⑮）	② 1,345	t
	水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量（③=⑯）	③　8	t
	総　計（④=②+③）	④ 1,353	t
二酸化炭素排出原単位	燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の延床面積当たりの量（⑤=②×1000/事業所等の延床面積）	⑤　39.1	kg-CO_2/m^2

2　二酸化炭素排出量等の内訳

燃料等の種別			推計の使用	単位	使用量 ⑥	係数 ⑦	熱量（GJ） ⑧=(⑥/1000)×⑦	二酸化炭素排出量	
								排出係数 ⑨	排出量※1（t） ⑩=⑧×⑨×44/12
燃料及び熱	都市ガス		□	Nm^3	112,118.2	45.00	5,045.3	0.0136	251.6
	その他（軽油）		□	L	17,271.0	37.70	651.1	0.0187	44.6
	その他（灯油）		□	L	847.0	36.70	31.1	0.0185	2.1
	その他（）		□	L	0.0				
	その他（）		□		0.0				
電気	一般電気事業者 からの買電	昼間（8時～22時）	□	kWh	0.0	9.97	0.0	0.4890	0.0
		夜間（22時～翌日8時）	□	kWh	0.0	9.28	0.0	0.4890	0.0
	その他の買電（昼夜間不明の場合を含む。）		□	kWh	2,141,952.0	9.76	20,905.5	0.4890	1047.4
規則第5条の17第3項の場合のみなし値※2				kWh	⑫　0.0	9.76	⑪　0.0	0.4890	⑬　0.0
合　計							⑭ 26,633.0		⑮ 1,345.8
その他	水道及び工業用水道		□	m^3	15,006.0			0.2660	4.0
	公共下水道		□	m^3	10,081.0			0.4000	4.0
合　計									⑯　8.0

※1　電気の使用、水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水に伴う二酸化炭素排出量は、⑩=(⑥/1,000)×⑨とする。

※2 ⑪=(都が指定する原単位×延床面積×事業所等の総稼働時間)/1,000

⑫=(⑪/電気のその他の買電（昼夜間不明の場合を含む。）の係数)×1,000　⑬=(⑫/1,000)×⑨とする。

3　地球温暖化対策の実施状況

		重点対策		その他対策	
		対策番号	対策名	対策番号	対策名
組織体制の整備		A201	地球温暖化対策の方針等の設定	A202	温暖化対策推進担当の配置
		A205	取組内容や点検体制の定期的改善	A203	具体的な取組目標と内容の設定
		A208	組織横断的な推進体制の整備	A204	取組状況の点検体制の構築
				A206	所内の温室効果ガス排出量を集計
エネルギー等の使用状況の 把握		B103	時間的に詳細に把握	B101	自ら入手可能な情報に基づく把握
		B106	過去のデータによる傾向の把握	B104	設備ごとに詳細に把握
		B107	主要設備の使用状況の把握	B105	エネルギー使用量の前年度比較
省エネルギー対策	運用対策	C105	昼休み時の消灯の実施	C101	空室・不在時等のこまめな消灯
		C113	中間期における外気冷房の実施	C106	冷暖房温度を都の推奨値へ変更
		C123	温湿度の適正管理	C107	空調機スイッチに空調範囲を表示
		C115	事務用機器を業務終了時に停止	C108	温度計等による室温の把握と調整
		C114	事務用機器を省エネモードに設定	C109	空室・不在時等の空調停止
		C901	4S（整理・整頓等）の実施	C110	余熱利用による早めの空調停止
		C921	水質に適したブロー量の低減		
	設備保守対策	D201	ランプ等の定期的な清掃・交換	D204	空調フィルターの清掃・点検
		D205	換気フィルターの清掃・点検	D211	ボイラ等の定期点検の実施
		D217	ボイラ等の空気比の調整	D216	その他設備の定期的な保守・点検
	設備導入対策	E203	高効率照明器具の採用（屋内）	E205	照明用人感センサの採用
		E225	蒸気バルブ等の断熱強化	E211	ポンプ・ファンのインバータ制御
		E221	更新に合わせた高効率機器の採用	E235	エレベータのインバータ制御

～温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度について～

令和６年度の温室効果ガス算定排出量：２３，５２７ t-CO_2

温室効果ガス：温対法により６種類のガスを温室効果ガスと定め、当工場の義務対象は、3,000t 以上の CO_2・CH_4・N_2O となります。

（７）PCB の保管

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第８条の規定に基き、平成２９年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分の状況等を届出しています。

◆ 当工場は、平成２９年１１月に安定器とコンデンサ合わせて２０１台を適正に処理し、現在保管はありません。平成 17 年度に「早期登録・調整協力割引料金を適用する PCB 廃棄物等」として登録された 38 台のコンデンサを平成 22 年７月に適正に処理しました。また微量 PCB を含む油を平成２７年１月に適正に処理しました。

搬出状況



PCB 廃棄物



（８）光化学スモッグ発生時の対応について

多摩清掃工場での対策は、光化学スモッグの予報・注意報・警報が発令されると、段階に応じて、光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物の排出削減に努めています。発令翌日には、東京都環境局に削減措置の実施内容・削減量等を記載したものを報告し、確実な対応で環境負荷の低減を図っています。

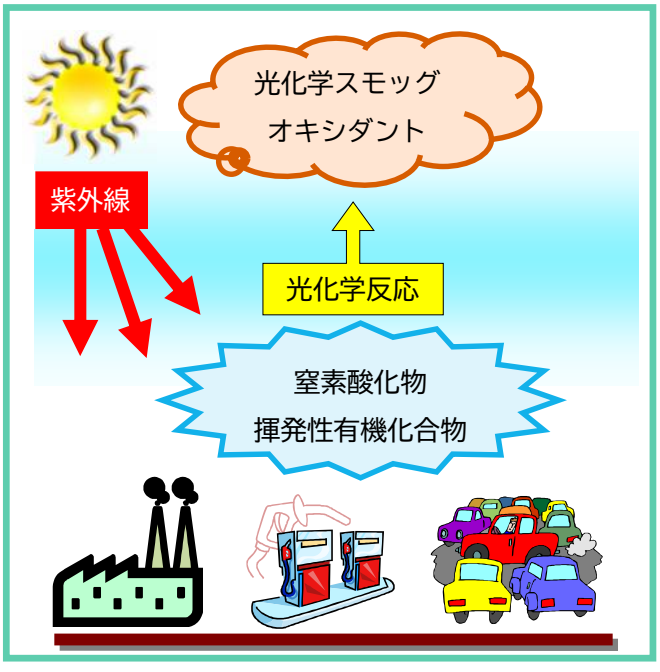

☆　光化学スモッグとは？？？

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物）が日光に含まれる紫外線の影響で光化学反応をおこすことにより生成する有害な光化学オキシダント（オゾンやアルデヒドなど）やエアロゾルが空中に停留し、スモッグ状になることです。

（9）アスベスト製品の取扱い

多摩清掃工場へ搬入される家庭からのアスベスト製品は、商品に含まれ固定化された非飛散性のものだけです。各構成市が処理するまでの期間ドラム缶の中で適正に一時保管しています。また、平成 19 年度に、多摩清掃工場の敷地境界（４箇所）において、アスベストの測定を実施しましたが、測定結果は基準値を大きく下回る結果でした。

（10）工場棟内の作業環境測定について

多摩清掃工場では、年に２回焼却棟と不燃・粗大ごみ処理棟の作業環境測定を行っています。焼却棟では粉じんに含まれるダイオキシン類濃度を測定し、不燃・粗大ごみ処理棟では粉じん、等価騒音、特定化学物質などをそれぞれの作業場で測定しています。令和６年度の焼却棟の作業環境測定は、１回目・２回目共に第１管理区分[*1]となりましたが、不燃・粗大ごみ処理棟の作業環境測定は、騒音が作業所の一部で第２管理区分[*2]となりました。

＊１　第１管理区分：作業環境管理が適切に行われていると判断される状態
＊２　第２管理区分：作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

（１１）　放射能等測定結果について

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、多摩清掃工場の焼却灰（飛灰・主灰）の測定をした結果です。焼却灰（主灰・飛灰）について、国の定めた基準値8,000Bq/kgを下回る結果でした。
なお、本測定は令和４年10月から放射性物質汚染対処特措法施行規則第32条第２号により免除されましたので、排ガスについては終了ししています。また、令和７年２月から東京たま広域資源循環組合より測定が免除されましたので、飛灰・焼却灰（主灰）についても測定を終了しました。

① 放射能濃度測定結果

（単位：飛灰・主灰［Bq/kg］）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
飛灰	39.1	37.0	43.3	32.3	37.8	26.3	30.1	44.8	33.9	39.5	-	-	36.4
主灰	10.4	13.9	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-	12.2

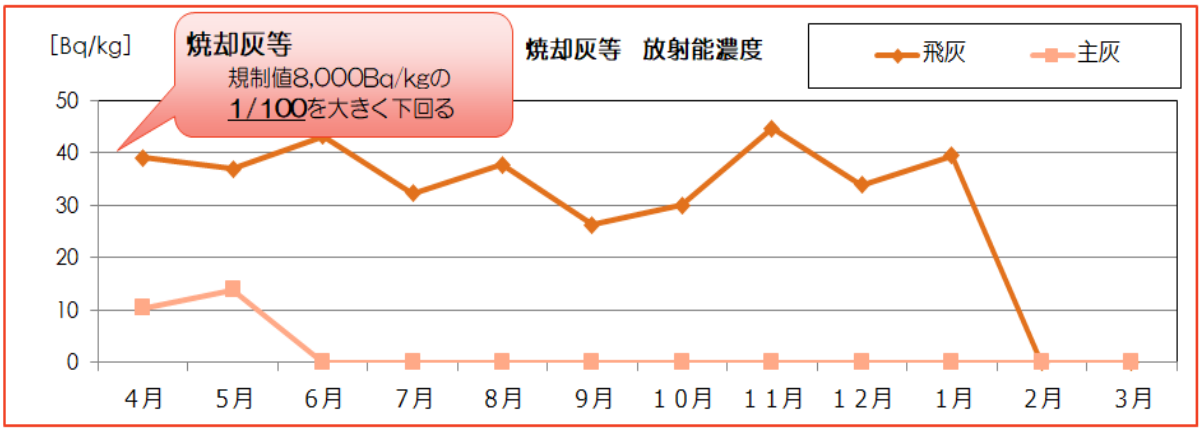

４．発電

ごみの燃焼による熱を利用してボイラで高温高圧の蒸気を発生させます。この蒸気は工場の必要な箇所や近隣の施設で利用しています。また、蒸気を使った蒸気タービン発電機により工場では自家発電を行い工場内の動力や照明などに利用され、余った電力は電力会社に売却をしています。蒸気タービンとは蒸気のもつ熱エネルギーをタービン内で噴出・膨張させて羽根車を回し回転エネルギーに変換する装置です。蒸気タービンと減速機を介して、発電機は 1,500 回転／分で回転して最大8,000ｋWの電力を作り出すことができます。

令和４年度より多摩市と協力し「多摩清掃工場の発電余剰電力を活用した電力地産地消事業」を開始しました。市役所本庁舎や小・中学校など 45 施設に電力を供給しています。令和６年度は、令和５年１２月１５日に発生した電気設備火災の影響により故障した発電機を修理し、発電を再開することができました。電力会社への売却収入は約５，０１８万円となりました。



蒸気タービン開放点検



５．熱の供給

多摩清掃工場に隣接している多摩市総合福祉センターと多摩市立温水プール（アクアブルー多摩）へ高温水で熱を供給しています。福祉センターでは、空調や給湯に利用されています。

また、温水プールでは、プールの水温やシャワー等の昇温に使われています。供給した熱量は１６，423GJ で、約２，326 世帯※が１年間使用する都市ガス量となります。



※「環境省 令和７年６月 令和５年度家庭部門の CO2 排出実態統計調査結果」の世帯当たりの年間エネルギー消費量（全国）より算出（16，423GJ/7.06GJ）

6．環境負荷を減らす取り組み

多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）では、「地球にやさしい循環型社会」実現のため「環境方針」を策定し、平成 15 年３月に多摩地域の清掃工場として初めて環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得しました。

環境管理システムの効率的な運用と継続的改善を実行し、職員及び委託業者が一丸となって、地球にやさしい開かれた清掃工場を目指して、運用を行っています。

環境目標・実績

『環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場』を実現するため、環境法令等の遵守とともに、以下の項目を実施しました。

◆令和６年度の取組状況

◇　発生源の区分　：　順守義務

環　境　目　標	実　施　状　況
環境法令等（自主規制値含む）の規制値の遵守 （大気、悪臭、灰、騒音、振動、水質、放射性物質）	全項目達成

◇　発生源の区分　：　著しい環境側面

環　境　目　標	実　施　状　況
余熱を継続的に供給し、CO_2 削減を図る（余熱供給停止日数０日）	達成 （０日、削減量 836ｔ）
照明をＬＥＤ管に交換（18 本／月・216 本／年）	実施（242 本／年）

◇　発生源の区分　：　利害関係者のニーズ及び期待

環　境　目　標	実　施　状　況
地球温暖化対策報告書の作成	実施
環境報告書の作成	実施
組合主催見学会の実施（煙突登りの実施）	実施
地域連携事業実施(たまかんフェスタ)	実施
毎月第４日曜日の一般家庭の粗大ごみ受付	実施（934 件／年）
子供服のリユース	実施（259.5 ㎏／年）

◇　発生源の区分　：　内部・外部の課題

環　境　目　標	実　施　状　況
長期修繕計画の実施（省エネ機器導入による効果的な実施））	実施
緊急停止時対応計画の更新	実施
リチウムイオン電池の処理検討	実施
効果的な薬品の検討（消石灰）	達成 （6.58kg/ごみｔ）
効果的な薬品の検討（アンモニア水）	実施
電力の有効活用	実施

ＥＭＳを通じて安全衛生や搬出物の品質向上を図る	実施
訓練メニューの見直し	実施
構成市イベントへの参加	実施（３市３回）
地元協議会の運営（協議会・視察研修会）	実施
情報発信の充実（動画を活用したＨＰのさらなる活用・ＬＩＮＥスタンプの効果検証）	実施
新施設に必要な各種計画の作成準備	実施
契約事務の見直し	実施
広域化・集約化の検討	実施
独自の歳入事業の検討	実施
ＥＶ導入の検討	実施

◇　発生源の区分　：　自然環境

環　境　目　標	実　施　状　況
食器リサイクル事業への理解推進（体験型コーナーの設置）	実施

審査機関による定期審査の結果について

多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）の環境マネジメントシステムが、ＩＳＯ１４００１：２０１５（ＪＩＳ Ｑ １４００１）の要求事項に適合していて、かつ環境管理活動がシステムに沿って実施されているかを外部審査機関によって審査します。また、ここでは法規制が遵守されているかについても確認します。

令和７年２月１３日から１４日に株式会社日本環境認証機構によって定期審査が行われ、「改善の機会[1]」は３件、「不適合[2]」は０件、マネジメントシステム及びパフォーマンスの評価は以下のとおりの結果となりました。結果として、今回の審査において、環境マネジメントシステムは適切に管理され、有効に運用されていると判断されました。

今後、さらなる改善を行い、『環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場』を実現するため、より良い環境マネジメントシステムを構築していきます。

～審査機関所見総括（審査報告書抜粋）～

１　概要

前年の更新審査後の 1 年次サーベイランス審査を実施しました。「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」の基本理念の下、本業である一般廃棄物の処理と一体化した省エネ、省資源、法令順守及び社会貢献活動等の幅広い、多岐に亘る取組みの継続的活動を進め、且つその活動内容は、HP、環境報告書、たまかんニュース等により公開しています。2023 年 12 月 15 日に発生した焼却棟変圧器の火災は、迅速な応急対策と外部コミュニケーションにより 2024 年 2 月 15 日に通常運転再開に至っています。一方で、施設・設備老朽化に対する対策、次期処理施設計画、外部条件であるごみの漸次減少の課題は残存しています。

２　要点

ａ）　順守義務に関するプロセスの実施と有効性

大気汚染防止法、ダイオキシン特措法、下水道法、廃棄物処理法等の多岐に亘る要求事項を「順守義務」表等に特定、定期的な木目細かい監視・測定及び順守評価を実施し、主たる結果は対外的に公表を継続し

ており、透明性確保に努力しています。

b） 組織の状況から計画に至るプロセスの実施と有効性

外部・内部の課題、利害関係者のニーズ・期待及び環境側面等に関連するリスク及び機会を決定し、取組みの計画を策定するプロセスが運用継続されています。2023 年度は火災事故による苦戦が一部有りましたが、多くのテーマで概ね達成し、2024 年度にブラッシュアップされています。

c） 内部監査プロセスの実施と有効性

定期及び電気設備火災に伴う臨時の監査が 2024 年 8 月 22 日に実施され、改善の機会 2 件、グッドポイント 2 件が抽出されています。監査の着眼点の事前の整理と報告書への総括等から、監査の有効性を確認しました。更に有効性向上のための工夫を期待します。

d） マネジメントレビューの実施と有効性

2025 年 1 月 29 日に、新トップマネジメントの下、規定に基づくインプット情報が提供され、トップからそれらの結果を基に、2 月 10 日にアウトプットと指示事項（電気設備火災への適切な対応を踏まえ、今後も EMS の有効な機能）が出されレビューの有効性を確認しました。

[1]改善の機会：規格の要求事項に不適合とはいえないが、改善するとより良いシステムになるとされた事項。
[2]不適合：要求事項を満たしていないこと。

定期審査の様子



オープニングミーティング



審査中



現場審査

7．環境活動

ISO14001 の運用体制図

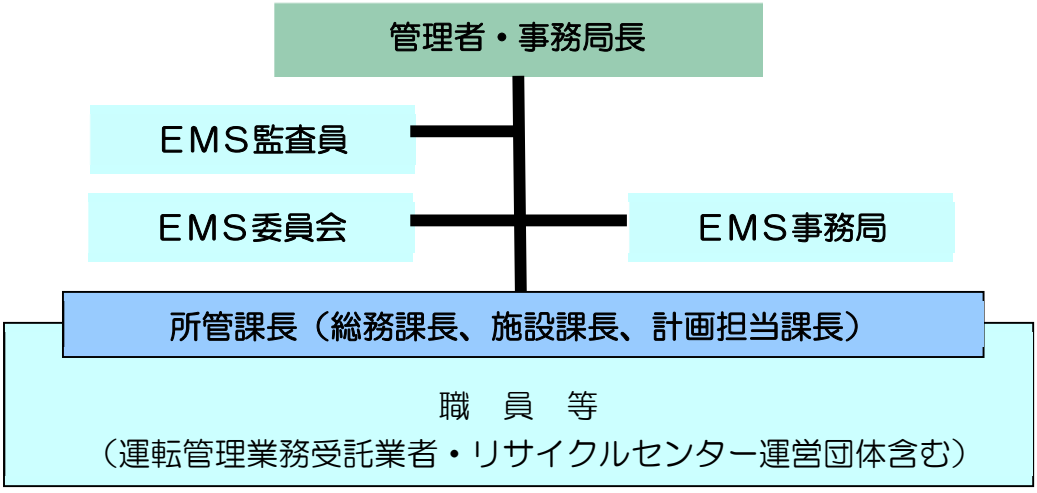

リスク及び機会への取り組み

自然環境、外部・内部の課題、利害関係者のニーズ及び期待、順守義務、環境側面についてリスクと機会を EMS 委員会で検討し、その管理方法を決定します。

環境教育・訓練

多摩清掃工場の EMS（環境マネジメントシステム）を適切に運用するため、職員等に対する環境に関する知識と能力の向上を目的に表-1 の環境教育及び訓練を行っています。

表１

種類		対象者	教育担当	教育・訓練の目的	教育・訓練の内容
一般教育研修	新任 異動	所管課長 職員等	所管課長 各担当者	環境方針及び手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性を自覚させる。 作業活動による顕在又は潜在の著しい環境影響，及び各人の作業改善による環境上の利点を自覚させる。 環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任を自覚させる。 規定された運用手順から逸脱した際に予想される結果を自覚させる。 環境に関連する法令についての概要を知らせる。	ＥＭＳに規定する環境方針 環境目標及び環境目的の周知並びに環境保護に関する知識の取得 環境マニュアル、要項・手順書の内容 廃棄物・リサイクル関係法令 環境関係法令概要
	継続	所管課長 職員等	所管課長 各種講師	環境マニュアル、要項、手順書の変更事項に対する研修 地球温暖化防止の重要性を自覚させる。 工場運営に係る各種専門事項を習得し、各種業務に活かす。	環境マニュアル、要項、手順書の改訂版抜粋 地球温暖化対策に係る事項 工場運営に係る各種専門事項
専門教育研修		著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を行う職員等	所管課長	特定業務等、著しい環境影響の原因となる可能性を持つ作業を行う職員に対する研修	大気汚染防止教育、水質汚濁防止教育、焼却灰等による汚染防止教育、悪臭防止教育、騒音・振動防止教育、測定機器校正教育、分析教育、毒物劇物管理教育、各課操作運用教育、地域連携事業実施教育
緊急事態対応訓練		事故及び緊急時の状態において環境に著しい影響を生じる可能性のある作業を行う職員等	所管課長	環境方針の手順との適合、並びに緊急事態への準備及び対応の要求事項を含む環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任を自覚させる。	緊急事態対応教育・訓練 ①口設備故障対応　口薬品漏洩対応 ②地震対応　③火災対応
法定資格従事者研修		環境保全に係る法定資格 を必要とする者	有資格者	環境影響の原因となりうる業務に従事する職員等に対する研修	東京都一種公害防止管理者、廃棄物処理施設技術管理者認定講習、特定化学物質等作業主任者技能講習、危険物取扱者保安講習、ダイオキシン類業務に係る特別教育、有機溶剤作業主任者技能講習
ＥＭＳ監査員研修		ＥＭＳ監査員の候補者 事務局	所管課長	ＥＭＳ監査員を養成するための教育を行う。	ＥＭＳ監査を行うために必要な知識の取得を図る。

8．安全衛生などの取り組み

安全衛生推進委員会

多摩清掃工場の安全と衛生を確保し維持するため、労基法に準じて、安全衛生推進委員会を定期的に開催しています。事務局長をはじめ各課長などを加え、必要に応じて受託業者の安全衛生委員会と安全衛生協議会を組織して、充実した委員会となっています。

安全衛生推進委員会の組織図

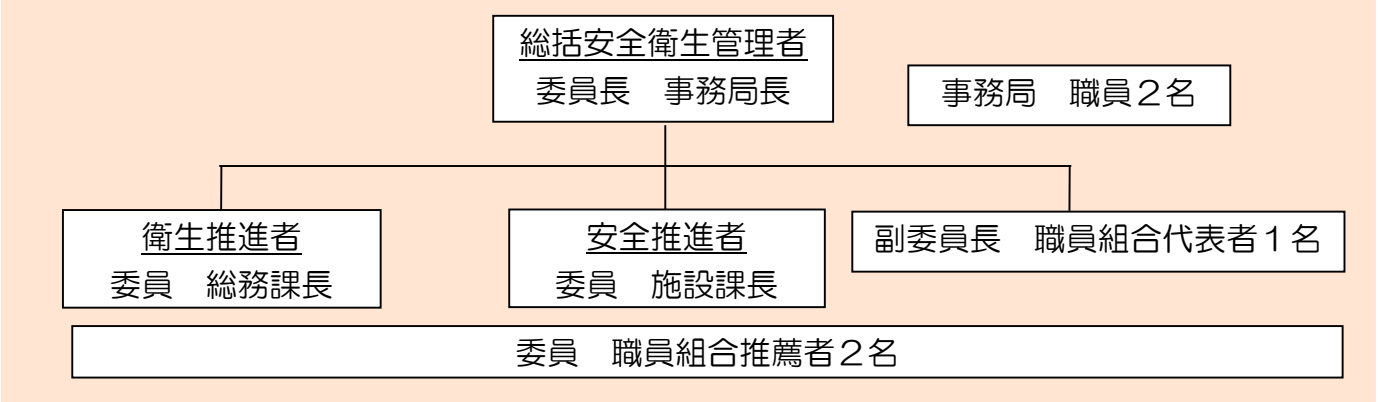

開催状況

令和６年度の安全衛生推進委員会の状況　（毎月１回-第三火曜日に開催）
定期的（７・１ 月）に作業環境測定を実施し、作業場の環境向上に役立てています。

月	全国的行事	環境組合活動	実施計画	実施日*	評価
4	春の交通安全運動（4/6～15）	春の交通安全運動に関わる啓発	構成市に依頼文送付	3月中	×
		安全衛生推進委員会	定例会（第1回）	4/16	◎
		作業環境測定（偶数月・事務局）	事務室	4/18	◎
		派遣対象者の安全衛生教育	酸欠防止・ダイオキシン類ばく露防止	4/30	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	4/22	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎
5	―	安全衛生推進委員会	定例会（第2回）	5/21	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	5/16	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎
6	全国安全週間準備期間（6/1～30）	安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会（第１回）・推進委員会（第３回）	6/18	◎
		全国安全週間に関わる啓発	ポスター・ワッペン等	期間中	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	6/11	◎
		作業環境測定（偶数月・事務局）	事務室（照度測定）	6/13	◎
		安全衛生教育	熱中症予防講習会	6/18	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎
7	全国安全週間（7/1～7）	全国安全週間に関わる啓発	総括安全衛生管理者による訓示	7/1	◎
			安全衛生協議会パトロール	7/2	◎
		安全衛生推進委員会	定例会（第4回）	7/16	◎
		職員の健康管理	健康診断	7/2～9	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	7/18	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎
8	―	安全衛生推進委員会	定例会（第5回）	8/20	◎
		作業環境測定（偶数月・事務局）	事務室	8/8	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	9/5	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎

9	全国労働衛生週間 準備期間 （9/1～30） 秋の交通安全運動 （9/21～30）	安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会（第２回）・推進委員会（第６回）	9/17	◎
		秋の交通安全運動に関わる啓発	構成市に依頼文送付	9/18	◎
		全国労働衛生週間に関わる啓発	ポスター・ワッペン等	期間中	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	9/19	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎
10	全国労働衛生週間 （10/1～7）	全国労働衛生週間に関わる啓発	総括安全衛生管理者による訓示	10/1	◎
			安全衛生協議会パトロール	10/1	◎
		安全衛生推進委員会	定例会（第７回）	10/15	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	10/22	◎
		作業環境測定（偶数月・事務局）	事務室	10/31	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎
11	―	安全衛生推進委員会	定例会（第8回）	11/19	◎
		安全衛生教育	救命講習（AED）	11/26	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	11/22	◎
		年末年始無災害運動に関わる啓発	構成市に依頼文送付	11/20	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎
12	年末年始無災害運動 （12/1～）	年末年始無災害運動に関わる啓発	総括安全衛生管理者による訓示	12/2	◎
			安全衛生協議会パトロール	12/3	◎
			ポスター・ワッペン等	期間中	◎
		安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会（第３回）・推進委員会（第９回）	12/17	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	12/25	◎
		作業環境測定（偶数月・事務局）	事務室（照度測定）	12/19	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎
1	年末年始無災害運動 （～1/15）	安全衛生推進委員会	定例会（第10回）	1/21	◎
		令和7年度標語募集	事務局	1/22	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	1/24	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎
2	―	安全衛生推進委員会	定例会（第11回）	2/18	◎
		令和7年度安全衛生推進計画表【案】	承認	2/18	◎
		安全衛生教育	メンタルヘルス講習	2/18	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	2/26	◎
		作業環境測定（偶数月・事務局）	事務室	2/20	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎
3	―	安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会（第４回）・推進委員会（第１２回）	3/18	◎
		令和6年度安全衛生推進計画表及び実績	検討評価（委員長に総括依頼）	3/18	◎
		令和7年度標語発表	表彰	3/21	◎
		安全衛生教育	交通安全講習	3/11	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース（事務局発行）	3/26	◎
		労働時間前による日々の健康管理（腰痛予防等）	朝のラジオ体操（自由参加）	毎日	◎

多摩清掃工場は、自主防災体制の充実、強化を図るため、多摩市内の各事業所を対象とした自衛消防操法大会に平成 11 年より参加しています。

自衛消防隊

自衛消防操法大会が令和６年１０月２３日に多摩ニュータウン市場で開催され、１号消火栓の部で、当工場の職員で編成された自衛消防隊が、優勝しました。





☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆消防訓練風景☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

消防計画・マニュアルによる訓練計画に基づき、令和５年１１月１５日には、東京消防庁多摩消防署の指導のもと、多摩清掃工場関係職員が一丸となって、消防訓練を行いました。今回は消火器による消火訓練や八王子市防災課による起震車体験を行いました。





消　防　訓　練



９．中期経営計画ビジョン２０２７について

令和６年度は、『多摩ニュータウン環境組合中期経営計画「ビジョン２０２７」』（計画期間：令和５年度（2023 年度）～令和９年度（2027 年度））の２年目にあたり、その達成に向けて、確実に取り組むとともに、効率的で安定した工場運営を維持できるよう事務事業を展開しました。

「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」の実現に向けた目標

1　安全で持続可能な循環型社会の推進
2　効率的で開かれた組合運営の推進
3　地元住民・構成市との連携の推進
4　新施設を見据えた対応

目標達成のための１０の具体的な取組項目を設定・体系化し、予算・人財を計画的かつ効果的に活用しながら、多岐にわたる対応すべき課題の解決を目指すもので、次期焼却施設の令和 19 年度当初の本格稼働を見据えて、当工場を安定稼働させていくための取組みや新施設に係る検討も含めた計画としています。

第3章　コミュニケーション



１．環境情報の公開

（１）インターネットにホームページを開設しています。



ホームページ URL

https://www.tama-seisokojo.or.jp/

（２）排ガス状況表示盤

管理棟１階の環境組合事務室及びリサイクルセンターのロビーに炉内温度、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、ばいじん濃度の計測データを示す電光掲示板があり、常時、現在の状況を知ることができます。



（３）環境情報コーナー

リサイクルセンターのロビーには、環境情報を集めたコーナーを設置しています。環境に関するわかりやすい提示物を備えています。



（４）たまかんニュース

年２回、４２号（９月）55,450 部、４３号（１月）55,450 部を発行しています。多摩ニュータウン環境組合からのお知らせや、環境測定情報、ごみに関する豆知識などを掲載した広報誌を発行し新聞折り込みしています。情報の積極的開示により、開かれた清掃工場を目指しています。



（５）地元協議会

令和３年４月に自治会６団体・管理組合３団体・当組合から構成される地元協議会を発足し、周辺地域住民と組合の相互理解を図り、「地域環境の保全」「住民の安全・安心の確保」「ごみ処理施設の円滑な運営」を推進しています。

令和６年度については令和６年４月 22 日、８月 17 日に開催し、地元協議会に対して工場の運営状況、各種測定結果について報告しています。また最新施設の視察研修会を３月５日に開催しました。



（６）たまかんニュース（地域版）

工場の近況等の情報を積極的に届けるため、清掃工場周辺の約 3,300 世帯へ環境組合職員が直接ポスティングを行っています。50 号（令和６年１２月）は、唐木田クリーンアップ作戦２０２４の参加者募集、煙突登りについて掲載しました。



２．環境に関して寄せられた意見、要望等

令和６年４月～令和７年３月までの期間で、環境に関して寄せられた意見及び要望等はありませんでした。

３．施設の見学

多摩清掃工場の施設見学について

多摩清掃工場の施設見学を行っています。施設見学の諸条件について以下のとおりとさせていただきます。何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

※見学をご希望の場合は必ず２週間前までに事前予約をお願いいたします。

1．受け入れ人数等

（１）一般の見学について

火～金曜日：原則１団体５０人を上限とします。また、午前１団体、午後１団体で受け入れます。

（２）構成市内（八王子市、町田市、多摩市）小学校などの社会科見学について

火～金曜日：原則１団体１００人を上限（３クラス程度）とします。また、午前１団体、午後１団体で受け入れます。（４クラス以上の場合は午前２クラス、午後２クラスで受入れます）

（３）見学可能時間は９：３０から１６：３０（見学開始時間は１５：００まで）となります。

（４）見学にかかる所要時間は約１時間４５分程度です。

2．対象

団体・個人の方を問わずお申込みいただけます。なお、構成市以外の方の見学や行政視察も受け付けています。

3．申込方法

ホームページに記載されている施設見学予約フォーム URL から予約内容の入力を行ってください。

多摩清掃工場の取組や施設の概要を分かりやすく説明した見学者用パンフレットのデータや多摩清掃工場の取組を、皆様に知っていただくための動画をホームページで公開しています！ぜひ一度ご覧ください。また、見学用 DVD の貸し出し及びパンフレットの提供も行っております。ご希望の方は、多摩ニュータウン環境組合（TEL：０４２－３７４－６３３１）までご連絡ください。

ホームページ URL：https://www.tama-seisokojo.or.jp/

令和６年度の見学者は、総数 1,965 人となりました。「煙突登りにチャレンジ」「たまかんフェスタ特別見学会」「夏休みこども自由研究」を含む人数となります。

主な内訳（令和６年４月～令和７年３月）

団　　体	団体数	人　数
小学校	22	1,320
一般（団体）	11	326
一般（個人）	3	10
自治体関係	2	115
煙突登り体験	10	100
たまかんフェスタ	4	84
こども自由研究	1	10
合　　計	53	1,965



４．社会的活動

（１）たまかんフェスタ

平成２０年度より実施している「たまかんフェスタ」。令和６年度は１０月２０日（日）に実施しました。今年もからきだ菖蒲館「からきだ菖蒲館まつり」、多摩市社会福祉協議会「福祉フェスタ」、大妻女子大学「大妻多摩祭」との４館共同開催として「秋だからきだお祭りだ」をテーマに盛り上がりました。当日は晴天にも恵まれ、来場者は2,630人となり、来場された多くの皆様に楽しんでいただきました。

会場内では、構成3市の展示、地域の企業・団体のＰＲや飲食物等の販売、機関車型トレーラーバス青春号、アスファルトにチョークで落書きができるエリア、多摩清掃工場の特別見学会や煙突登りなど多くの方に参加していただきました。

ステージでは、地域連携の一環として、多摩市立落合中学校の吹奏楽部をはじめ、太鼓演奏等の出演をしていただきました。

機関車型トレーラーバス青春号



落合中学校吹奏楽部の演奏



（２）煙突登りにチャレンジ

環境組合主催特別見学会として一般施設見学では入れない清掃工場の煙突登り体験を令和７年１月２３日（木）から令和７年１月２６日（日）に行いました。全３日間のイベントで合計 100 名の方が参加しました。昼間の見学会だけてなく、サンセット見学として17 時頃に煙突からの日の入りを見ていただきました。

見学前にタマちゃんと記念撮影



はしごを登り煙突の頂上を見学

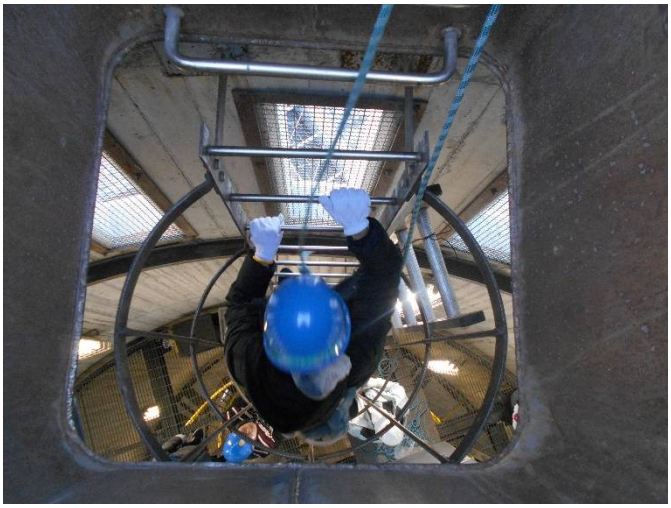

（３）唐木田クリーンアップ作戦２０２４

唐木田駅周辺の清掃活動を行いながら、地域の方々との交流を目的とした「唐木田クリーンアップ作戦」を実施しました。令和６年度は実行委員会方式により、地域の方々や事業所と共同で開催しました。１２月２７日（金）に開催し、１９団体、８４人の方にご参加いただきました。



（４）夏休みこども自由研究

八王子市町田市多摩市在住もしくは在勤（保護者）の小学生を対象に夏休みこども自由研究「清掃工場の秘密の通路見学とたまごチョーク作り」～そのカラを“ごみ”にするか“資源(しげん)”にするか、決めるのは君だ！～を８月２日（金）に開催しました。隣接する大妻多摩中学校高等学校と協力し、当日は中学生及び高校生が講師として参加することにより、教える側の環境意識の高揚や地域連携にも繋がりました。



（５）環境啓発活動

リサイクルセンターでは今年度、以下の教室、イベント等を実施しました。

《こども服リユース事業》

「着なくなったこども服集めます!」（写真左）で集まったこども服や雑貨を「おさがり広場」（写真右）で０円～200 円で頒布しました。



「着なくなったこども服集めます!」
毎月２回、各回２日間実施



「おさがり広場」
年４回季節ごとに実施

《粗大ごみのリユース》

多摩清掃工場に運ばれた粗大ごみ等の一部を清掃や簡易な補修を行い、安価で販売しました。



ゆるんだネジを閉めているようす



再生家具等の展示場のようす



本体が使用できない場合は、板や脚などを部品として販売

《夏休み企画》

センターの植栽にあるツタの葉っぱを使って親子ペアのお皿を作りました。



紙パックを型にしてペン立てを作りました。



《3R 講座》

こども対象の工作教室として木工、陶芸などを実施しました。



おとな対象の工作教室では、木工、陶芸、手芸など毎回異なるプログラムを実施しました。



さき織体験教室では、裂いた布や不用な毛布を横糸にして、布を織りました。



Ｔシャツぞうり教室では、着古したＴシャツを使って布ぞうりを作りました。



《こうさくの時間“陶芸”》
　原料に回収した食器を 20%程度使用したリサイクル陶土を使って自由に作陶しました。



《親子小型家電解体体験》
　多摩清掃工場に運ばれた電子レンジを解体し、使用されている部品の分別作業を体験しました。



《中学生の職場体験》
　町田市、多摩市の中学生の職場体験を受け入れました。



《夏のボランティア体験》
　多摩市社会福祉協議会主催の夏のボランティア体験に参加し、家具の端材を使った看板づくり体験してもらいました。



《たまかんフェスタ》
　たまかんフェスタに参加し、リサイクル陶土で作ったマグネットパーツに絵柄を付ける体験を行いました。



《エコにこマーケット》
　毎月１回２日連続で行うフリーマーケットを開催しました。



《多摩エコ・フェスタ 2025》
　多摩エコ・フェスタに参加し、食器リサイクルとこども服リユースについての展示を行いました。



《くるくるカレンダー》
　地域の個人や事業所等に提供してもらったカレンダーを必要とする人に使ってもらう取組みを行いました。



《出前工作教室》
　八王子市の小学校で工作教室を行いました。



《油回収》
　てんぷら油を回収し、町田市の福祉施設でボイラーの燃料として使用してもらいました。



（5）各種講座の開催実績

各種講座名と参加人数　　（単位：人）

	講座名	参加者数		講座名	参加者数
4月	さき織り体験教室(4回)	18	10月	さき織り体験教室(4回)	17
	お花の教室(2回)	17		マグネットづくり	67
	電子工作サロン	7		おとなのための工作教室	5
	こうさくの時間“陶芸”	2		電子工作サロン	8
5月	さき織り体験教室(4回)	16		こうさくの時間“陶芸”	2
	お花の教室(2回)	15	11月	さき織り体験教室(4回)	18
	おとなのための工作教室	5		おとなのための工作教室	5
	電子工作サロン	7		Tシャツぞうり教室	3
	こうさくの時間“陶芸”	6		こどもこうさく教室	3
6月	さき織り体験教室(4回)	18		電子工作サロン	5
	お花の教室(2回)	19		こうさくの時間“陶芸”	3
	おとなのための工作教室	4	12月	さき織り体験教室(4回)	18
	電子工作サロン	6		おとなのための工作教室	3
	こうさくの時間“陶芸”	2		Tシャツぞうり教室	1
7月	さき織り体験教室(3回)	13		電子工作サロン	5
	お花の教室(2回)	18		こうさくの時間“陶芸”	5
	おとなのための工作教室	3	1月	さき織り体験教室(4回)	15
	Tシャツぞうり教室	3		おとなのための工作教室	7
	こうさくの時間“陶芸”	9		Tシャツぞうり教室	1
	電子工作サロン	8		こどもこうさく教室	2
	夏休みこどもとうげい	12		電子工作サロン	8
	夏休み親子陶芸体験教室	13	2月	さき織り体験教室(4回)	18
8月	さき織り体験教室(2回)	9		おとなのための工作教室	6
	夏休みこども電子工作	5		こどもこうさく教室	2
	夏休みこども木工	10		親子小型家電解体体験	15
	夏休み工場見学・工作教室	27		Tシャツぞうり教室	1
	夏休みこどもモザイクアート	17		電子工作サロン	7
	夏休みこどもぞうり(2回)	3		こうさくの時間“陶芸”	1
9月	さき織り体験教室(4回)	16	3月	さき織り体験教室(4回)	18
	おとなのための工作教室	6		電子工作サロン	5
	Tシャツぞうり教室	1		こうさくの時間“陶芸”	3
	電子工作サロン	7			
	こうさくの時間“陶芸”	22			

合計	102講座	621人

5．多摩ニュータウン環境組合の事業のあゆみ

昭和 43 年 10 月	東京都は清掃工場建設場所を多摩町落合棚原地区に内定
昭和 43 年 11 月	東京都は建設計画を地元に提示
昭和 44 年 4月	落合ごみ焼却場反対連合協議会は多摩町議会に設置反対の請願提出
昭和 44 年 6月	東京都、多摩町及び反対連合協議会間で地元要望を取り入れた覚書締結
昭和 44 年 11 月	関係市（八王子市、町田市、多摩市、稲城市）及び新住宅市街地開発事業施行者間で、設置場所、規模、都市計画決定等について覚書締結
昭和 46 年 7月	多摩清掃工場（第一期施設）建設着工
昭和 46 年 11 月	多摩市と新住宅市街地開発事業施行者間で、清掃工場建設に伴う事業費の負担方法、負担額等について協定書締結
昭和 48 年 4月	多摩清掃工場（第一期施設）竣工・稼動　300t／日（150t／日×2炉）
昭和 62 年 3月	粗大ごみ処理施設（第一期施設）竣工・稼動　50t／5h
平成 5年 4月	1日付で八王子市・町田市・多摩市で構成する多摩ニュータウン環境組合設立を東京都知事が認可
平成 6年 7月	焼却棟（第二期施設）建設着工
平成 10 年 3月	焼却棟（第二期施設）竣工　400t／日（200t／日×2炉）
平成 11 年 7月	不燃・粗大ごみ処理棟（第二期施設）及びリサイクルセンター建設着工
平成 12 年 2月	管理棟建設着工
平成 14 年 3月	不燃・粗大ごみ処理施設（第二期施設）、リサイクルセンター、管理棟竣工・稼働 ・不燃系 80t／5h（40t／5h×2系列） ・粗大系 10t／5h（5t／5h×2系列）
平成 15 年 4月	町田市小山ヶ丘地区のごみ搬入開始
平成 16 年 10 月	家庭系ごみ有料化・戸別収集開始（八王子市）
平成 17 年 10 月	家庭系ごみ有料化・戸別収集開始（町田市）
平成 18 年 7月	東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設本格稼働
平成 19 年 4月～24 年 11 月	調布市の可燃ごみの受入れ（多摩地域ごみ処理広域支援体制）
平成 20 年 4月	家庭系ごみ有料化・プラスチック収集開始（多摩市）
平成 22 年 7月	多摩川衛生組合の可燃ごみの受入れ（多摩地域ごみ処理広域支援体制）
平成 22 年 10 月	プラスチック収集開始（八王子市）
平成 22 年 10 月～令和4年3月	八王子市拡大区域の可燃ごみの受入れ（「新」館清掃施設整備のため）
平成 23 年 12 月～24 年 3月	小金井市の可燃ごみの受入れ（多摩地域ごみ処理広域支援体制）
平成 24 年 7月～25 年 3月	東日本大震災で発生した宮城県女川町の災害廃棄物の受入れ
平成 26 年 4月～29 年 3月	令和 14 年度まで施設を使用するための延命化工事実施
平成 27 年 4月	不燃残渣の資源化（熱回収）により二ツ塚処分場へ埋立「ゼロ」実現
平成 28 年 4月	町田市小山ヶ丘地区の事業系ごみ搬入開始
平成 30 年 10 月	多摩ニュータウン環境組合設立 25 周年記念式典開催
令和元年 12 月	町田市上小山田町山中地区からの粗大ごみ持込み受入れ開始
令和2年 4月～10 月	令和元年台風第 19 号で発生した宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れ
令和2年 12 月	令和4年4月からのごみ処理区域再編にかかる多摩ニュータウン環境組合規約の変更を東京都知事が許可
令和3年 2月	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設のごみ処理支援 （多摩川衛生組合の埋火期間中のごみ処理支援）
令和3年 10 月	飛灰のままの状態で特殊車両による東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設への搬入開始

令和4年 2月	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設のごみ処理支援 （多摩川衛生組合の埋火期間中のごみ処理支援）
令和4年 3月	東京都と「災害時における施設使用等に関する協定」締結
令和4年 4月	新たなごみ処理区域に変更
令和4年 4月	町田市バイオエネルギーセンターで処理しきれない町田市家庭系可燃ごみの処理支援開始
令和4年 4月	多摩清掃工場で発電した CO2 排出ゼロ電力を多摩市内の公共施設へ供給する電力の地産地消事業開始
令和4年 11 月	「多摩清掃工場施設老朽化対応の基本方針」策定
令和5年 10 月	正副管理者会議にて、多摩清掃工場の新焼却施設は、令和 18（2036）年度までに建設し、令和 19（2037）年度当初から本稼働とすることを合意
令和6年 1月	多摩川衛生組合に可燃ごみを搬出（多摩地域ごみ処理広域支援体制）
令和7年 3月～	能登半島地震で発生した石川県輪島市・珠洲市の災害廃棄物の受入れ

・案内図

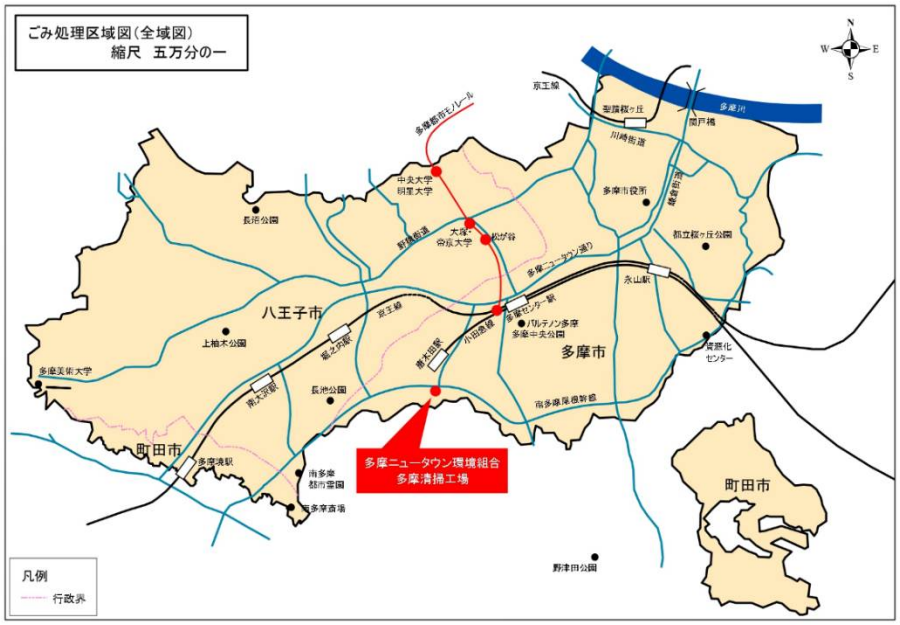

環境報告書２０２５

令和７年１０月発行

編集・発行

多摩ニュータウン環境組合　多摩清掃工場
〒206-0035
東京都多摩市唐木田二丁目１番地１
TEL　042-374-6331
FAX　042-337-5061
E-mail　info@tama-seisokojo.or.jp

この「環境報告書」はホームページに掲載しています！

みなさまのご意見・ご感想をお聞かせください

「多摩清掃工場　環境報告書」をお読みいただきありがとうございました。まだまだ内容が不十分な点も多いかと思います。

つきましては、みなさまの貴重なご意見・ご感想を今後の報告書作成の参考にさせていただきたいと思います。お手数ですが、本紙をご記入の上、下記までお送りいただきますようお願いいたします。

多摩清掃工場　施設課あて

FAX：042－337－5061

1．本報告書をどちらでお知りになりましたか。

2．本報告書をお読みになって、感想はいかがですか。

（1）わかりやすい　（2）普通　（3）わかりにくい

3．本報告書の内容について、感想はいかがですか。

（1）充実している　（2）普通　（3）ものたりない

4．本報告書の内容について、お気づきの点がありましたらご記入ください。

5．本工場の環境配慮の取組について、ご感想はいかがですか。

（1）かなり評価できる　（2）評価できる　（3）普通

（4）あまり評価できない　（5）評価できない

6．その他自由なご意見･ご感想などございましたらお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。差し支えなければ以下にもご記入ください。

お名前		ご連絡先電話番号	
お立場	1近隣に在住　2行政関係　3企業の環境担当者　4その他		